



法曹教育のベスト・プラクティス : アメリカ臨床法学教育学会の提言 (1)

スタッキー, ロイ[他][著]
宮澤, 節生[監訳]

(Citation)

神戸法學雑誌, 70(1):139-231

(Issue Date)

2020-06-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012421>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012421>



神戸法学雑誌第七十巻第一号二〇二〇年六月

法曹教育のベスト・プラクティス ——アメリカ臨床法学教育学会の提言—— (1)

ロイ・スタッキー他著

宮澤 節 生 監訳

目次

監訳者はしがき

日本語訳へのはしがき ロイ・スタッキー（宮澤節生訳）

序文 ロバート・マクレイト（以下大坂恵里訳）

CLEAのベスト・プラクティス・プロジェクト

CLEAベスト・プラクティス・プロジェクト運営委員会

謝辞

序章

要旨と主要な勧告

第1章 「ベスト・プラクティスの声明を作成する理由」

（以上本号・以下続く）

第2章 「教育プログラムの目標を設定するためのベスト・プラクティス」

（石田京子訳）

第3章 「教育プログラムを組織するためのベスト・プラクティス」（同上）

第4章 「教育を提供するためのベスト・プラクティス—総論—」（中村良隆訳）

第5章 「経験を伴う科目のためのベスト・プラクティス」(平山真理訳)

第6章 「経験を伴わない科目のためのベスト・プラクティス」(菅富美枝訳)

第7章 「学生の学習を評価するためのベスト・プラクティス」(三枝麻由美訳)

第8章 「教育機関の有効性を評価するためのベスト・プラクティス」(平山真理訳)

第9章 「『モデル』ベスト・プラクティス・カリキュラムの構成要素」(宮澤節生訳)

結論 「今後の道筋」(同上)

監訳者はしがき

本連載は、Roy Stucky and Others, *Best Practices for Legal Education: A Vision and A Road Map*, Clinical Legal Education Association, 2007の全訳である。原書は、アメリカのロースクールにおける臨床教育の進展に中心的な役割を果たしてきた臨床法学教育学会（Clinical Legal Education Association、略称CLEA⁽¹⁾）が、臨床教育を中心とするロースクール教育のベスト・プラクティス、すなわち最善の実践例を示すことによって、ロースクール教育の根本的な改革を促そうという意図で編集したもので、CLEAのウェブサイトから全文ダウンロードすることができる⁽²⁾。

原書出版当時、我が国の法科大学院制度はようやく最初の3年間を終えようとしていたところであって、我が国の臨床法学教育学会（Japan Clinical Legal Education Association、略称JCLEA⁽³⁾）は同年に設立された。JCLEAに入会した私は、我が国における法科大学院教育発展のための一資料として本書の翻訳を出版したいと考え、数名の若手研究者に翻訳の分担をお願いしたところ、さいわいにも目次記載の方々からご賛同が得られた。非常に難解な部分が多い原文にもかかわらず、2009年春には本文の翻訳原稿が出揃った。迅速に翻訳作業を進めてくださった分担者の方々には、深く感謝している。

そこから私の監訳作業と脚注作成作業が始まるはずであったが、その作業は10年近く中断してしまった。2009年7月、2011年2月、2014年5月と、それぞれ約2ヵ月間の入院と手術が続いたのが大きな原因であるが、その間にも4回の国際学会を日本で開催するについて中心的な役割を分担し、毎年数回外国の学会に出かけ、弁護士の全国調査を3回実施し、青山学院大学、早稲田大学、カリフォルニア大学ヘイスティングス・ロースクール、テンプル大学日本校などで授業を行うといった活動を続けていたので、すべては私の健康管理と

(1) <https://www.cleaweb.org/>（2020年3月28日閲覧）を参照。

(2) https://www.cleaweb.org/Resources/Documents/best_practices-full.pdf#search=%27Best+Practices+for+Legal+Education%27（2020年3月28日閲覧）

(3) <https://www.jclea.jp/>（2020年3月28日閲覧）を参照。

時間管理の誤りの結果というほかない。並行して翻訳作業に着手した John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur, and Edward O. Laumann, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, University of Chicago Press, 2005 とともに監訳作業に着手したのは、2018年春からであった。そのうち、後者のほうは2019年に商業出版にこぎつけることができたが、本稿のほうは、法科大学院関係の出版物のマーケットは消滅しているという理由で当初契約していた出版社から断られたため、非商業的な出版方法を検討せざるをえなくなった。

そこで考えたのは、本稿の原書がCLEAのウェブサイトからダウンロード可能であるように、翻訳はJCLEAのウェブサイトに搭載するという方策であった。この方策について、さいわいにもJCLEA理事会からご了解が得られたのであるが、そのためには全体の監訳を終了しなければならず、さらに遅れが生じることが危惧された。そこで、監訳の進展に合わせて他の場所で連載し、連載が完了したところでJCLEAのウェブサイトに搭載していただくという計画を考えた。問題は、フルタイムの所属先を持たない私が掲載可能な雑誌を探すことであったが、じつに幸運なことに、『神戸法学雑誌』編集委員会から名誉教授の論稿も掲載可能であるというご回答が得られた。編集委員会に心から感謝したい。同誌に提出する原稿の作成にあたって、とりわけ900近い脚注の処理に時間を取られているが、本連載は2020年度中に完了し、その後JCLEA ウェブサイトに一括搭載したいと考えている。

司法試験予備試験との競争のために、予備試験の問題点を放置したまま法科大学院教育の短縮が強調され、法科大学院在学中の司法試験受験が可能と

-
- (4) ジョン・P・ハインツ、ロバート・L・ネルソン、レベッカ・L・サンデファー、エドワード・O・ラウマン（宮澤節生監訳）『アメリカの大都市弁護士—その社会構造』（現代人文社、2019年）。
- (5) 予備試験の問題点について、宮澤節生「司法試験予備試験の機能」法律時報 91巻12号（2019年）。

なった現在、⁽⁶⁾法科大学院教育において臨床法学教育を展開する可能性が急速に狭まりつつあるだけでなく、法科大学院教育全体がきわめて狭小なものになろうとしている。その意味では、本稿を出版する我が国での実際の意義は急速に消滅しつつあるかもしれない。しかし、法曹というプロフェッショナルの養成を担う教育制度において臨床教育は不可欠のものであるから、あるべき法曹養成制度という原点に立ち返って検討する機会があるかぎり、アメリカのロースクール教育における最善の実践例を踏まえた本稿は、その資料的価値を失うことはない⁽⁸⁾と考えたい。そして、いずれの日にか、あるべき法科大学院教育の再構築において本稿が参照される日が来ることを祈りたい。

今回掲載部分の大半、すなわち「序文」から第1章「ベスト・プラクティスの声明を作成する理由」までの翻訳を準備してくださったのは、大坂恵里東洋大学教授である。ご協力に改めて感謝するとともに、監訳の遅れを深くお詫びしたい。

大坂教授は、本文の翻訳を準備されたのみならず、多数の訳注を追加し、訳注における英語文献の記載は原書と同じアメリカのロージャーナルにおける形式、つまり *The Bluebook* の形式で行ってくださった。そこで、今回の注番号は、訳注を含めて一貫したものとして、原注番号を付記することにした。訳注には、監訳者が追加したものも含まれる。

また、監訳にあたり、とくに教育理論・学習理論に関して花本広志獨協大学教授から多大のご教示を得た。期して感謝する。

(6) 後藤昭「法曹養成制度の岐路」法律時報91巻9号（2019年）。

(7) 医師養成制度との比較において法曹養成制度の現在の動向に疑問を提起するものとして、藤倉輝道「法科大学院改革 実務視点で」読売新聞2019年10月9日朝刊。

(8) 本稿原書のフォローアップとして、Deborah Maranville, Lisa Radtke Bliss, Carolyn Wilkes Kaas, and Antoinette Sedillo López (eds.), *Building on Best Practices: Transforming Legal Education in a Changing World*, Carolina Academic Press, 2015が出版された。スタッキー教授が序文（Preface）を寄せている。原書に続く実践的・理論的努力の例は同書で知ることができる。

日本語版へのはしがき

2009年4月

ロイ・T・スタッキー⁽⁹⁾

『法曹教育のベスト・プラクティス』が日本語に翻訳されることを名誉に思います。本書を日本の法科大学院教員の皆様が利用できるようにして下さることに、宮澤教授と同僚の皆様にお礼を申し上げます。

ベスト・プラクティス・プロジェクトを始めた当時私たちが想定していた読者は、合衆国のロースクール教員たちでした。そのため、外国の法学教員たちが本書の提供を要請してきた当初、私たちは驚きました。本書はすぐにロシア語に翻訳され、中国語に翻訳する作業が始まっています。

-
- (9) Roy T. Stucky. 1970年にデイヴィッドソン・カレッジを卒業し、1973年にサウスカロライナ大学スクール・オブ・ローを卒業した。卒業後直ちに母校の臨床プログラム教育アソシエートとなり、1981年に臨床准教授、1983年に臨床教授となった。1975年から76年の間と、1977年から1988年の間、臨床教育ディレクターを務めるなど、臨床教育とプロフェッショナリズムに関する各種プログラムで教育にあたり、2001年から2007年までは、本書を作成した臨床法学教育学会（Clinical Legal Education Association、略称CLEA）のベスト・プラクティス・プロジェクト運営委員会の座長を務めた。2008年からはDistinguished Professor Emeritus and Webster Professor Emeritus of Clinical Legal Educationとなっている。全教育歴を臨床教育に捧げているが、研究分野としては家族法があり、サウスカロライナ州の婚姻関係訴訟に関する教科書を著している。この点は、この「はしがき」で州法教育の重要性を指摘する際の例として現れている。経歴と業績の詳細について、https://www.sc.edu/study/colleges_schools/law/faculty_and_staff/directory/stuckey_roy.php（2020年3月28日閲覧）を参照。
- (10) (訳注) http://www.cleaweb.org/Resources/Documents/best_practices_full_russian.pdf（2020年3月28日閲覧）を参照。

振り返って見ると、外国の法学教員たちが関心を示したことに、私たちは驚くべきではありませんでした。本書の一部は合衆国のロースクール教員に特有の問題を扱っていますが、本書の大部分は、教員たちにとってどの国の教育環境でも有用なベスト・プラクティスの原則を説明しているのです。中核的な原則は、単純かつ自明なものです。

- 1) 教育機関も個々の教員も、学生に学習してほしいと望んでいるものを明確に理解すべきである。
- 2) 教員は、自己の教育目的を可能なかぎり効果的かつ効率的に達成しうる教育方法を用いるべきである。
- 3) 教員も教育機関も、自分がどの程度目標を達成しているのか、評価すべきである。

第1章でより詳しく述べるように、本書の作成は、合衆国のロースクール教員たちは、多くの点で高い技能を持った教員ではない、という事実にも動機付けられたものでした。本書が出版されるまで、本書が説明するベスト・プラクティスの原則を認識しているロースクール教員は、ほとんど存在しなかったのです。その証拠を少し挙げると、ロースクールも個々の教員も明確な教育目的を述べることができませんし、ロースクールのカリキュラム編成は無秩序であり、限定された教育方法と教材に依存しすぎています。合衆国のロースクール教育プログラムが洗練されていなかったのは、公立学校（1年生から12年生まで）の教員とは異なり、合衆国のロースクール教員たちはほとんどすべて、教育の訓練も経験もなしに採用され、法実務の経験もほとんどない、ということに、大きな理由がありました。

教育理論と法実務に関する教育が欠けているということが、合衆国のロースクール教育プログラムの質に、否定的な影響を及ぼしています。ロースクールは、法実務に向けて学生を準備させるということに焦点を当てて組織され、運

用されているわけではないのです。これは、昔から存在してきた批判で、ロースクールが最近まで一般的に無視してきたものです。合衆国にはきわめて技能の高い弁護士が存在しますが、その手腕と成功は、主として、ロースクール卒業後の訓練、指導、経験に帰すべきもののなのです。

そのうえ、ロースクールのほとんどは、司法試験についてさえ、学生たちを適切に準備させてはいません。合衆国の司法試験合格率は日本のそれよりもかなり高いですが、もし学生たちがロースクール在学中に適切に準備されていれば、合衆国では理論的には100パーセントのロースクール学生が、1回目で司法試験に合格できるはずなのです。実際、ほとんどの司法試験受験者はロースクール卒業後に商業的な司法試験予備コースを取るにもかかわらず、卒業生4人のうち1人は1回目の挑戦では合格しないのです。

私たちは、ロースクールはその任務をよりよく達成できると信じています。本書で私たちは、合衆国のロースクール教員たちに対して、学生たちを法実務と司法試験に向けてよりよく準備させるための変革を行うよう、奨励しています。⁽¹¹⁾

-
- (11) (訳注) アメリカのロースクールについて司法試験合格率が問題とされるのは、意外と思われるかもしれない。しかし、プロフェッショナル・スクールであるロースクールは、学生を適格な法曹として確実に実務に送り出すことに存在意義を有するのであって、ロースクール維持のために法曹資格を獲得する見込みがきわめて低い質と数の学生を入学させたり、十分な教育を怠ったりすることが、結局費用と時間を浪費させる結果を引き起こすことは、消費者保護の観点から大きな問題である。2008年のリーマンショックによってロースクール修了生の就職先が急激に減少したことを背景として、ロースクール認証基準の要素として司法試験合格率に対する関心が高まった結果、アメリカの全国的ロースクール認証機関であるアメリカ法曹協会（American Bar Association）の法学教育・法曹資格付与部会（Section on Legal Education and Admission to the Bar）は、2019年に基準改正を行って、「修了後司法試験を受験した者の合格率が修了後2年以内に75%以上であること」という基準を設定した。宮川成雄

ロースクール教員たちに対する私たちの勧告のひとつは、多様な授業方法を用いて、「ソクラテ斯的対話とケースメソッド」と呼ばれているものへの依存を減らすことです（第4章セクションF）。合衆国のロースクール教員たちは、ソクラテ斯的対話を主要な授業方法として採用し続けています。しかし、平均的なロースクール教員は、ソクラテ斯的対話を用いる技能が高いわけではありませんし、ソクラテ斯的対話を行うための適切な方法を知っているわけですらないと思われます（第6章を参照）。ソクラテ斯的対話は、一定の目的を達成するにはきわめて効果的な手段ですが（第6章セクション（2）（a）を参照）、ロースクール教育の他の目標を達成するには、効果的でも効率的でもないのです。不幸なことに、合衆国のロースクール教員の多くはこれらの限界を知らず、その効果が最大値に達したあとでも長く、ソクラテ斯的対話を使い続けるのです（第4章セクションFにおけるソクラテス式対話の具体的批判を参照）。さらに大きな問題として、ソクラテ斯的対話は、もし不適切に使われると、ロースクール学生の感情的・心理的安定を害するものとなりうるのです（第1章セクション（4）（c）を参照）。

関連した問題として、合衆国のロースクールにおける教科書として、ほとんど完全にケースブックに依存しているということがあります。ケースブックは、合衆国のロースクール教育において価値のある役割を演じています。上級審の意見は、合衆国の法学のきわめて重要な部分を構成しています。法理論（legal doctrine）は裁判官によって解釈・適用されるのであり、わが国の上級審の意見は、裁判官が自己の結論に達した推論を説明するものなのです。した

「アメリカのロースクール認証基準における司法試験合格率75%の要件化」臨床法学と法曹養成12号（2020年）を参照。なお、アメリカの司法試験は、我が国の司法試験のように事実上合格者総数が規制されている競争試験ではなく、一定の成績以上であれば全員合格する資格試験であるため、あるロースクールが司法試験合格率の向上のために努力することは、他校の合格者を引き下げることにはならない、という制度的背景に注意を要する。

がって、ロースクール学生にとって、裁判官の意見を読み解釈する方法を理解することは、不可欠です。さもないと、彼らは、依頼者に的確に助言し、法的紛争の結末を予測することは、できないでしょう。したがって、合衆国の学生たちにとって、裁判所の実際の意見を多く読むことは重要であり、学生に対して判決を提示する最も効率的な方法は、裁判官の意見の抜粋を集めてケースブックに編集することなのです。

しかし、ソクラテス的対話と同じく、上級審判決を読むことから得られるものも限られています。たとえば、上級審判決を読むことは、学生が法理論を学ぶには非効率的な方法です。さらに悪いことに、ほとんどのケースブックは合衆国全土の判決を含むので、学生たちが学ぶ法理論は、彼らが実務に就く法域では適用すらされないかもしれないのです。たとえば、合衆国の家族法は、連邦法ではなく主として州法に基づくものであり、個々のルールは州によって異なります。全国的内容のケースブックは、彼らがプロフェッショナルとしての仕事で用いることになる家族法の学習を助けるには、ほとんど価値がないのです。全国的内容のケースブックを使いすぎることが、ロースクール卒業者が司法試験に合格することを困難にしています。司法試験は主として特定の州法に関する知識を示すことを学生に要求するのに対して、ほとんどのロースクールの試験は、学生に対して一般的法原則の知識を示すことを要求しているのです。

ケースブックの別の欠陥は、それが、所与の過去の事実に対して法を適用する裁判官の観点から書かれている、ということです。法的問題が弁護士に提示される仕方は、それとは異なります。ほとんどの弁護士の中核的機能は、事実を聞いてそれを整理し、当該問題にとって重要と思われる事実と法律を判断し、依頼者が行動計画を立てて遂行するのを助けるということです。これらのことは、裁判官の意見を読むことで育てうるものとは異なる、分析と実行の技能を要求するのです。

したがって、合衆国のロースクール学生は、ケースブックに加えて、それとは異なるタイプの教科書を使うことで、得るべきものがあると思います。つまり、学生に対してより多くの制定法を読んだり解釈したりすることを要求するもの、法理論の簡単な説明を提供するもの、弁護士に提示されるのと同様な形態と文脈において争点を提示するもの、法的問題の解決に取り組むこと（単純なものから複雑なものへ進んで行く）を要求するもの、さらには実際の事件を最初から最後まで検討することを含むもの、などです。もちろん、いかなる教科書も、その内容は個々の科目の具体的な教育目標に注意深くマッチさせなければなりません。

これらは、合衆国におけるロースクール教員たちの現在のやり方が学生たちの教育経験にいかほど否定的なインパクトを与えているかということの、ふたつほどの例にすぎません。ロースクールは、司法試験と法実務に向けて学生を準備するという任務を、よりよく果たすことができると思いますし、そうすべきなのです。

合衆国のロースクールにおけるコアカリキュラム、教育方法、教材などは、100年以上にわたって実質的に変わることがありませんでした。変化しなかったことには多くの要因が寄与しましたが、それは大部分、現状の積極的で理由づけのある擁護というよりも、対案に関する無知や変化へのインセンティブが存在しなかったことに基づくのです。

全体として見ると、合衆国のロースクール教員は、きわめて知的で善意のある人々です。彼らのほとんどは、優れた教員になりたいと考えており、自分の学生に優れた弁護士や裁判官になってほしいと思っています。問題は、彼らが、優れた教員であるということの意味をようやくいま学びつつあるということです。学習理論や教育方法論に関する教育や訓練を受けていないので、合衆国のロースクール教員は、自分がロースクール時代に教えられたのと同じ仕方

で自分の学生を教える傾向がありました。彼らは自分の前任者や同輩の真似をしたのです。全員がロースクール学生の教育に同じようにアプローチしている限り、別な方法を探究すべきインセンティブはありませんでした。一言で言えば、今日の合衆国におけるロースクール教育の欠陥は、主として、ロースクール教員たちが伝統に疑問を持つことなく執着してきたことの結果なのです。

近年、いくつもの研究が合衆国での現在のやり方の欠陥を指摘しており、教育と学習についてよりよく理解することを含めて、ロースクール自体も個々の教員も変化する必要があるということを認識し始めたロースクール教員が、急速に増えています。教員として成功することは容易ではありません。あらゆる教育的な試みは複雑なものですが、学生たちを司法試験合格と法実務に向けて準備しようとするロースクール教員の努力は、とりわけ複雑なものです。長い間維持されてきた態度や伝統を変えることは困難です。しかし、この課題の難しさにもかかわらず、合衆国に根本的な変化が到来しつつあることを示す兆候は増えています。根本的な変化がすべてのロースクールに容易に、あるいは直ちに到来することはないでしょうが、到来しつつはあるのです。

私たちが期待するのは、本書が、過去から未来への移行を容易かつ迅速にすることです。本書を執筆した主な理由のひとつは、学習理論と教育方法論について基本的な情報を提供し、自分のロースクールで、あるいは自分の科目においてだけでも法学教育の質を改善したいと考えているロースクール教員たちを、支援することでした。

ベスト・プラクティス・プロジェクトを実施した別の目的は、ロースクール教員たちの間で法学教育に関する率直な討論と論争を奨励することでした。これは、全世界的な討論であるべきです。法理論の細部は国によって異なりますが、すべての法学教員が、法理論の学習について学生を助けることに取り組みたいと考えています。弁護士が遂行する任務と、彼らの成功を決定する技能と

価値観は、すべての国において本質的に同一であり、学生たちに弁護士の任務を遂行する方法を教えようとしている法学教員たちは、他の国々で自分たちに相当する人々と同じ問題に直面しているのです。

私は、本書の読者が法学教育に関して全世界的に増大しつつある討論に参加し、日本や他の国々の同僚たちとともに法学教育を改善するプロジェクトに取り組むことを希望しています。私たちは、法学教育が直面している問題のすべてに対して完全な解決策を見つけることはできないかもしれませんが、よりよい教育者となるように互いに助け合うことはできます。私たちは、共有し合えばし合うほど、より多く学ぶことができます。私たちは、より多く学べば学ぶほど、より成長することができるのです。

(宮澤節生訳)

序文

ロバート・マクレイト⁽¹²⁾

過去25年間にわたって、私は、法曹の教育に関して、法学教員、弁護士、裁判官の間での豊かな対話に積極的に参加する幸運に浴してきた。本報告書『法曹教育のベスト・プラクティス』(Best Practices for Legal Education)⁽¹³⁾は、その対話の成果である。本書は、教育の向上を目指すカーネギー財団(Carnegie

(12) (訳注) Robert MacCrate。1987年から1988年までアメリカ法曹協会(American Bar Association)会長を務めた。1989年から1992年まで、この序文で言及されている、ロースクール教育における臨床教育の強化を提唱した1992年の報告書(いわゆる『マクレイト・レポート』)を作成した特別委員会の委員長を務めた。『マクレイト・レポート』については、後掲注16を参照。

(13) (訳注) 最優良事例、最善の慣行を意味する。

Foundation for the Advancement of Teaching) が「法学教員の巨大ネットワーク」と適切に言い表した、ひとつの集団によって書かれた。カーネギー財団は、自ら同時期に出版した報告書『法曹教育』(Educating Lawyers)⁽¹⁴⁾において、現在を「法学教育を向上させる歴史的機会」と見ており、それは確かに、我々が過去25年間に交わしてきた対話に続くものである。

(1960年代、1970年代の) フォード財団のCLEPRプロジェクト⁽¹⁵⁾がきっかけとなって、アメリカ法曹協会 (American Bar Association、以下ABA) は、1984年にマクジョージ・スクール・オブ・ローにおいて、「法学教育とプロフェッション—21世紀に向かって—」(Legal Education and the Profession: Approaching the 21st Century) と題する会議を開催した。同会議は、今日2つのレポートにおいて成果をもたらした継続的な対話をスタートさせた。1978年に、ミネソタ州最高裁判事であり、ABA 法学教育・法曹資格付与部会 (Section of Legal Education and Admissions to the Bar) の会長であったロザリ・ワール (Rosalie Wahl) 裁判官が、「専門職技能および法学教育に関する全国会議」(National Conference on Professional Skills and Legal Education) を開催した。その会議の共同議長であり、ベスト・プラクティス・プロジェクトのリーダー

(14) (訳注) WILLIAM M. SULLIVAN ET AL., EDUCATING LAWYERS: PREPARATION FOR THE PROFESSION OF LAW (2007). 翻訳として、ウィリアム・M・サリバン他著／柏木昇他訳『アメリカの法曹教育』(中央大学出版部、2013年)がある。

(15) (訳注) フォード財団は、1968年に、ABA、アメリカ・ロースクール協会 (AALS) および全米法律扶助・公設弁護士協会 (National Legal Aid and Defender Association) の代表者からなる、専門職責任に関する法学教育評議会 (Council on Legal Education for Professional Responsibility、略称CLEPR) を設置し、臨床法学教育を行う意欲のあるロースクールに対する資金提供を開始した。CLEPRは、1968年から1978年までの間に、107のABA認証校に209件、総額約700万ドルの助成を行った。マーガレット・マーティン・バリヤー＝ジョン・C・デュビン＝ピーター・A・ジョイ著／日本弁護士連合会司法改革調査室・日本弁護士連合会法曹養成対策室編／道あゆみ・大坂恵里訳『ロースクール臨床教育の100年史』(現代人文社、2005年) 18頁を参照。

であるロイ・スタッキー（Roy Stuckey）教授は、1987年の目標を述べた。それはすなわち、「対話を通じて、アメリカのロースクールにおける専門職技能教育の現状に関する一致した理解を深めること」であった。会議において、ワール裁判官は雄弁に問いかけた。

我々は、ロースクールにおいて、どのような技能、どのような態度、どのような性格特性、どのような心構えが法曹に要求されるのかを確定しようと本気で努力してきたでしょうか。我々は、学生を、現在のロースクールのカリキュラムの内容と方法を通じて、卒業後に法曹として効果的に活躍するように適切に教育しているでしょうか。

ワール裁判官は、プロフェッション全体がその質問への答えに関してより明確なビジョンを持つまでは、法学教育を弁護士と裁判官のニーズおよび依頼者中心の公的な職業（public calling）としてのプロフェッションの向上に即したものとするという点での進歩は妨げられるだろう、と続けた。

ワール裁判官が雄弁に提起した問題に取り組むために、法学教育・法曹資格付与部会の評議会は、1989年に、法学教員、実務弁護士、現職の裁判官からなる「ロースクールとプロフェッションに関する特別委員会—ギャップの縮小」（Task Force on Law Schools and the Profession: Narrowing the Gap）を設置した。審議の初期において、特別委員会の委員たちは、有能かつ責任感のある弁護士の技能と価値観は、ひとつの継続的過程に沿って発展するものだと結論づけた。その継続的過程は、ロースクールを始まりとするものでも終わりとするものでもなく、ロースクールの前に始まり、ロースクールの経験の間にその最も形成的で集中的な段階に達し、そして法曹のプロフェッショナルとしてのキャリア全体を通じて続くのである、と。プロフェッションという観念がプロフェッション内部と社会全体の変化によって打ちのめされたように見える時代に、特別委員会は、すべての法曹が身に付けようとするべき技能と価値観に

関する概念的声明を作成した。3年間にわたって、特別委員会は、全体会において、小委員会において、そして公聴会において、法曹の教育に関する対話を継続し、拡大させた。

1992年に公表された特別委員会の報告書は、『法学教育とプロフェッショナルとしての成長—継続的教育過程』(Legal Education and Professional Development—An Educational Continuum)⁽¹⁶⁾という題が付いていた。報告書を公表してからの10年間、全国各地の弁護士会は、ロースクールや司法府と協力して、どのようにすれば継続的教育過程を州またはいくつかの州からなる地域に最も上手く築くことができるかということに関する議論において対話を継続するために、25以上の州で会議を開催した。

これを背景として、2001年に、臨床法学教育学会（Clinical Legal Education Association、以下CLEA）の指導者たちは、「法学教育のためのベスト・プラクティスに関する声明」を作成するために、研究者からなる委員会を設置することを決定し、スタッキー教授に当該委員会の座長を依頼した。その後の5年にわたって、『ベスト・プラクティス』の著者たちは、継続的な対話からひとつのコンセンサスを引き出した。そのコンセンサスとは、教育に関する調査と研究に基づいた、法学教育のあらゆる構成要素に関する新しいビジョンであった。それは、法知識、技能、市場に関する知識を一体化することと、法学教育とはロースクール学生に依頼者中心の公的プロフェッションの一員としての法実務の準備をさせることであるという考えを受け入れること、であった。

『ベスト・プラクティス』と同時期のカーネギー・レポートの両方の中心となるメッセージは、ロースクールは以下のことを行うべきである、というもの

(16) (訳注) 本書の邦訳として、アメリカ法曹協会著／日本弁護士連合会編／宮澤節生・大坂恵里訳『法学教育改革とプロフェッショナル—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』(三省堂、2003年)がある。

である。

- ・ ロースクールが、教育内容の幅を広げて、ソクラテスの対話とケースメソッドを利用する法理論教育（*doctrinal instruction*）を減らすこと、
- ・ ロースクールが、知識、技能、価値観の教育を統合させること、そしてそれらを別々の科目で取り上げられる独立の題材として扱わないこと、かつ
- ・ プロフェッショナリズムの教育に、より大きな注意を払うこと。

同時に、両レポートは、教育プログラムは有能かつ献身的なプロフェッショナルを養成することに関する各ロースクールの使命を反映すべきである、ということを確認している。

『ベスト・プラクティス』と『法曹教育』を指針として有し、(アメリカ・ロースクール協会 (Association of American Law Schools) とカーネギー財団の後援による) 学生の取組みに関する年次ロースクール調査 (Law School Survey of Student Engagement) によって情報を提供されている今、まさに「法学教育を向上させる歴史的機会」を手に行っているのである。

(大坂恵里訳)

CLEAのベスト・プラクティス・プロジェクト

ベスト・プラクティス・プロジェクトは、CLEA理事会の承認を得て、2001年度CLEA会長であるクワイニピアク大学スクール・オブ・ローのキャリー・カース (Carrie Kaas) 教授と、2002年度CLEA会長であるワシントン大学スクール・オブ・ロー (セントルイス) のピーター・ジョイ (Peter Joy) 教授によって、2001年8月に開始された。彼らは、サウスカロライナ大学スクール・オブ・ローのロイ・スタッキー (Roy Stuckey) 教授に、同プロジェクトの座長職を依頼し、それから運営委員会を任命した。彼らが委員会に命じたことは、

「ベスト・プラクティスの声明を作成する」ことであり、その声明の範囲と性質を決定することは、委員会に委ねた。

『法曹教育のベスト・プラクティス』は、2001年から2007年までのほぼ6年間にわたって、協力し合って作成された。本書の主たる著者はロイ・スタッキーであるが、多くの者が最終成果物に貢献したのである。

新しい草案が作成されるつど、通常は晩春の頃と8月と12月に、サウスカロライナ大学スクール・オブ・ローのプロフェッショナリズム・ウェブサイト (<http://professionalism.law.sc.edu>) に掲載された。掲載されるつど、その通知は、法学教授リストサーブ (lawprof)、臨床法学教員リストサーブ (lawclinic)、エクスターンシップ教員リストサーブ (lextern)、司法教育に関するグローバル・アライアンス (Global Alliance for Justice Education) リストサーブ (GAJE) に、インターネットを使って配信された。各草案の印刷版は、AALSのリーダーたち、ABA 法学教育・法曹資格付与部会 (Section of Legal Education and Admissions to the Bar)、その他の法律プロフェッションと法学界のリーダーたちに郵送された。これらの草案と、特定の問題に関する断続的な助力の要請は、運営委員会、次第に増えていったプロジェクトに関心を示す人々、そして特定のトピックを専門とする人々にも送られた。草案を改善するためのアイディアが広く求められ、多くの人々が提案を行った。本書に示されているように、多くの人々が本書に取り入れられた諸章を起草したのである。

本書の作成が進展するにつれて、プロジェクトに関する発表がさまざまな会合や会議で行われ、そして運営委員会は、AALS 年次総会や臨床教員会議でそのプロジェクトについて話し合うための公開会議を開催した。文書は、2005年3月のペイス大学スクール・オブ・ローでの全国会議と、複数のCLEA主催ワークショップのテーマとなった。

(大坂恵里記)

CLEA ベスト・プラクティス・プロジェクト運営委員会

ロイ・T・スタッキー教授 座長 (Roy T. Stuckey)

サウスカロライナ大学スクール・オブ・ロー

マーガレット・バリ教授 (Margaret Barry)

アメリカ・カトリック大学スクール・オブ・ロー

ロバート・D・ディナースタイン教授 (Robert D. Dinerstein)

アメリカン大学ワシントン・カレッジ・オブ・ロー

ジョン・C・ドゥビン教授 (Jon C. Dubin) (2001-2004年)

ニュージャージー州立ラトガーズ大学、

法と正義に関する S・I・ニューハウス・センター

ラッスル・エングラ教授 (Russell Engler)

ニューイングランド・スクール・オブ・ロー

ジョン・S・エルスン教授 (John S. Elson)

ノースウエスタン大学スクール・オブ・ロー

ゲイル・ハマー教授 (Gail Hammer) (2003年以降)

ゴンザーガ大学スクール・オブ・ロー

ランディ・ハーツ教授 (Randy Hertz)

ニューヨーク大学スクール・オブ・ロー

ピーター・ジョイ教授 (Peter Joy)

ワシントン大学スクール・オブ・ロー、セントルイス

キャロリン・カース教授 (Carolyn Kaas)

クワイニピアク大学スクール・オブ・ロー

ヴァネッサ・マートン教授 (Vanessa Merton)

ペイス大学スクール・オブ・ロー

グレッグ・マンロー教授 (Greg Munro) (2003年以降)

モンタナ大学スクール・オブ・ロー

サンディ・オウグルヴィ教授 (Sandy Ogilvy)

アメリカ・カトリック大学スクール・オブ・ロー

スーエリン・スカーネッキア法科大学院長 (Suelllyn Scarnecchia)⁽¹⁷⁾ (2001-2002年)

ニューメキシコ大学スクール・オブ・ロー

マイケル・ハンター・シュウォーツ教授 (Michael Hunter Schwartz) (2005年以降)

ウォッシュバーン大学スクール・オブ・ロー

プロジェクト実施期間中のCLEA会長

2001年度 キャロリン・カース教授

クワイニピアク大学スクール・オブ・ロー

(17) (訳注) Dean という肩書は法科大学院長と翻訳した。

2002年度 ピーター・ジョイ教授

ワシントン大学スクール・オブ・ロー、セントルイス

2003年度 アネット・アペル教授 (Annette Appell)

ネヴァダ大学ラスヴェガス・スクール・オブ・ロー

2004年度 アントワネット・セディージョ教授 (Antoinette Sedillo)

ニューメキシコ大学スクール・オブ・ロー

2005年度 アレックス・シェア教授 (Alex Scherr)

ジョージア大学スクール・オブ・ロー

2006年度 スーザン・ケイ教授 (Susan Kay)

ヴァンダビルト大学ロースクール

2007年度 ポーレット・J・ウィリアムズ教授 (Paulette J. Williams)

テネシー大学カレッジ・オブ・ロー

(大坂恵里記)

謝辞

私に運営委員会の議長を務めるよう依頼してくれたキャリー・カース (Carrie Kaas) とピーター・ジョイ (Peter Joy) に感謝する。また、キャリー、ピーター、その他のCLEAの役員や理事の揺るぎない支援と励ましにも感謝する。プロジェクトが数々の紆余曲折を経た際の運営委員会の指導と忍耐に感謝する。プロジェクトを前進させ完了させるためのインスピレーションは、2005年3月11日から13日にベイス大学スクール・オブ・ローでヴァネッサ・マー

トン（Vanessa Merton）によって計画され進行された素晴らしいベスト・プラクティス会議の参加者によって提供された。

本書は何百もの人々の手からなるものであり、彼らは提案や情報を提供し、一部については起草までしてくれた。多くの人々が分担執筆者であると正当に主張できる。最も多大な貢献をしてくれた分担執筆者は、アメリカ・カトリック大学コロンバス・スクール・オブ・ローのサンディ・オウグルヴィ（Sandy Ogilvy）とウォッシュバーン大学スクール・オブ・ローのマイケル・シュウォーツ（Michael Schwartz）である。

法学教育の質を気にかける何十人もの研究者の著作に頼ることなしには、法学教育のためのベスト・プラクティスについて説明することは不可能であっただろう。彼らの多くが進行中の作業を我々と分かち合ってくれた。ノースカロライナ大学スクール・オブ・ローのジュディス・ウェグナー（Judith Wegner）は、教育の向上を目指すカーネギー財団のための法学教育に関する彼女の研究から研究成果と結論の草案を使うことを我々に許してくれたことに関して、特別な感謝に値する。彼女の洞察は、プロジェクトの進展における重大な段階で重大な変化に導いてくれた。本書はまた、合衆国の法学教育に関するカーネギー財団の調査研究に関する報告書である『法曹教育』（Educating Lawyers）（2007年3月）の2005年7月の草案からの資料を組み込むことを我々に許してくれた、ビル・サリヴァン（Bill Sullivan）と教育の向上を目指すカーネギー財団の寛大さによっても拡充された。

編集の最終段階において、ヴィラノヴァ大学スクール・オブ・ローのルイス・シリコ（Louis Sirico）とニュージャージー州立ラトガーズ大学スクール・オブ・ロー（カムデン）のルース・アン・ロビンス（Ruth Anne Robbins）が、本書を公表する準備において専門的な編集や体裁に関する助力を提供してくれた。本書は、サウスカロライナ大学スクール・オブ・ローの教職員コンピュー

タ・トレーナー兼技術コーディネーターのベス・プレンドギャスト・ヘンドリックス (Beth Prendagast Hendrix) の助力なしには、印刷に漕ぎつけられなかっただろう。本書を「完全版下」にする過程で、彼女はファイルに巣くっていた数多くのドラゴンと戦い、それらを打ち負かしてくれた。

複数の非常に才能のあるロースクール学生のリサーチ・アシスタントが私を助けてくれた。ヘザー・シャーリー (Heather Shirley) は、どう始めるか、どう進めるか分からなかった最初の時点で、私とともにあった。彼女の後には、ウィリアム・ヒューズ (Williams Hughes)、カメイ・エヴァハート (Camey Everhart)、そしてジョーディ・ラムジー (Jodi Ramsey) が続いた。

最後に、このプロジェクトを最後までやり通すよう我々を激励してくれた、法律プロフェッション内外の多種多様な人々に感謝したい。私は、今日、プロジェクトを始めた時に考えていた以上により多くの人々が法学教育の質を気にかけると確信している。私には、ともに働くことによって、関心のある人々が、我々の学生、彼らの将来の依頼者、そして我々自身にとって好ましい変化をもたらするという確信がある。

ロイ・スタッキー

サウスカロライナ大学スクール・オブ・ロー

stuckeyroy@gmail.com

(大坂恵里訳)

序章

本書は、学生を実務に向けて最も効果的に準備させうる方法はなにかということ法学教育者が一步下がって考えてみたとすれば、法学教育はどのようなものとなりうるか、ということに関する、ひとつのビジョンを提供する。本書の可能な利用法は複数ある。ロースクールの教育プログラムの部分的または全面的な見直しのためのロードマップとなりうる。個々の教員が、科目の設計、教育の提供、学生の習熟度の評価を改良するのにも役立ちうる。しかしながら、何よりも、我々は、本書が法学教員同士そして法学教員と法律プロフェッションの他のメンバーとの間の法学教育に関する対話を促進するよう望んでいる。合衆国の法学教育を真剣に思慮深く再考することは、長い間放置されてきたのである。

本書で説明されるベスト・プラクティス⁽¹⁸⁾に関する諸原則は、長い間認められてきた適正な教育実践に関する諸原則にも、教育と学習に関する近時の調査研究と研究業績にも基づいている。我々の結論は、入手可能な最新情報に基づいている。そのような資源には、『法曹教育』(Educating Lawyers)⁽¹⁹⁾という、教育の向上を目指すカーネギー財団によって実施された法学教育に関する研究の報告書、そしてジュディス・ウェグナー (Judith Wegner) が執筆している本のための諸章の未発表の草案が含まれているが、後者には、カーネギー財団による研究の研究責任者としての彼女個人の所見と結論が含まれている。

別の資源は、現在の法学教育上の実践が与えうる、学生の感情的安定へのマイナスの影響に関する、ケン・シェルドン (Ken Sheldon) とラリー・クリー

(18) (訳注) 最優良事例、最善の慣行を意味する。

(19) (訳注) WILLIAM M. SULLIVAN ET AL., EDUCATING LAWYERS: PREPARATION FOR THE PROFESSION OF LAW (2007). 翻訳として、ウィリアム・M・サリバン他著／柏木昇他訳『アメリカの法曹教育』(中央大学出版部、2013年)がある。

ガー (Larry Krieger) による進行中の実証研究から生み出された情報である。我々の作業はまた、イングランドおよびウェールズのロー・ソサエティ⁽²⁰⁾の進歩からも教示を受けた。それが、新人ソリシターが実務の初日に有しているべき知識、技能、価値観の説明などの、ソリシターのための新しい訓練枠組みを開発し続けているからである。さらに、我々は、プロフェッショナリズム運動 (the professionalism movement)⁽²¹⁾の進展、弁護士のパフォーマンスを評価するために標準依頼者 (standardized clients)⁽²²⁾を用いるというスコットランドで成功した実験、認知科学者や教育理論家から生まれた教育と学習に関する理論、制度としての成功を評価することにおける現在の傾向、電子的その他のタイプのポートフォリオを含む学生の学習を評価するための新テクノロジー、そしてその他の多くの新たなイニシアティブを追跡し、取り入れた。

(20) (訳注) Law Society. 連合王国の諸裁判所において法律実務に従事するバリスタ以外の者の自律的な任意加入の専門職業団体である。田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 503頁を参照。

(21) (訳注) アメリカでは、1980年代から1990年代前半にかけて、弁護士のプロフェッショナリズムが低下したという批判が法学者と実務家の間から起こり、アメリカ法曹協会 (American Bar Association, ABA) では、プロフェッショナリズムを再強化するために、弁護士倫理の強化のみならず、ロースクールにおける倫理教育の強化を求める一連の活動を行ってきた。著者のいうプロフェッショナリズム運動とは、その活動を意味すると思われる。その文脈でいわれた「プロフェッショナリズムを備えた弁護士」(professional lawyer) とは、単に専門的技能が高い者を意味するのではなく、特別の教育によって得た能力を依頼者と公共への奉仕のために活用し、正義と公共の利益を増進する共通の天職 (calling) の一員であるという認識を有する者、といった意味である。たとえば、REPORT OF THE PROFESSIONALISM COMMITTEE, ABA SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSION TO THE BAR, TEACHING AND LEARNING PROFESSIONALISM (1996), p.6を参照。

(22) (訳注) 実務技能の評価をする際に、依頼者として標準的な反応をするように訓練された模擬依頼者。スコットランドの試みについて、関西学院大学法科大学院教育推進プログラム運営委員会編『ロースクール教育の新潮流』(関西学院大学出版会、2009年) 71頁を参照。

本書で説明されるベスト・プラクティスの諸原則は、合衆国の法学教育に関する以下の前提に基づいている。

1. ほとんどの新人弁護士は、法実務の責任を果たすために可能なはずの準備をしていない。
2. 法学教育の大幅な改善は、問題が新しい考え方に基づいて虚心に検討されるならば、達成可能である。
3. 合衆国の弁護士になるためのプロセスは大きく変わらないであろう。⁽²³⁾

ベスト・プラクティス・プロジェクトの最大の動機は、新人弁護士が適切に実務の準備をしていないときに法務サービスの消費者へ害を与えうることとを懸念したことにある。我々はまた、ロースクールの卒業生が法実務で成功して満たされた健康な生活を送るよう支援することについても関心がある。

合衆国の法学教育モデルは、その開始以来、新人弁護士の教育上のニーズのほんの一部にしか役立たないものとして批判されてきた。⁽²⁴⁾ 1970年代以降、法律プロフェッションのリーダーの数々のグループと、著名な弁護士、裁判官、研究者のグループが、法学教育に関して研究し、ロースクール卒業生のほとんどは、効果的に、かつ責任感を持って法務サービスを提供するために必要とさ

(23) (原注1) もし第三の前提が根拠の薄いものである可能性が少しでもあるならば、我々は、法律プロフェッションに、合衆国の法曹を教育し訓練する継続的過程全体を見直すよう奨励するであろう。本書は、ロースクール在学期間がいかにすればより効果的なものとなりうるかを検討するが、最も効果的なロースクールであっても、新入生を実務に向けて完全に準備させることはできない。終了後の教育と訓練が、より厳格かつ洗練されたものとなる必要がある。(訳注) 本稿では、第1章の最後まで、訳注と原注を含めて一貫した注番号を使うので、読者が原書を参照する場合の便宜を考慮して、原注番号を付記する。

(24) (原注2) *See, e. g., William V. Rowe, Legal Clinics and Better Trained Lawyers—A Necessity*, 11 ILL. L. REV. 591 (1917); SUSAN BOYD, *THE ABA’S FIRST SECTION: ASSURING A QUALIFIED BAR* (1993); ROBERT STEVENS, *LEGAL EDUCATION IN AMERICA: FROM THE 1850’S TO THE 1980’S* (1983).

れる最低限の有能性を欠いていると、例外なく結論してきた。⁽²⁵⁾ 法学教育における欠陥の根深さと深刻さは、グレッグ・マンロー (Greg Munro) によってまとめられている。

これらの批判は、周辺的な問題に焦点を当てたわけではなく、むしろ法学教育の中核と構造に至る欠陥を特定したのである。それらの問題とは、法曹は何をしているのか、ロースクール学生は何を学ぶ必要があるのか、ロースクール学生はどのようにすれば最もよく学ぶのか、どのような教育方法が最も効果的なのか、学生が学習したかどうかをどのように判断するのか、ロースクールはプロフェッションや社会に対してどのような責任を有しているのか、そしてロースクールはこれらの責任を自分が果たしていることをどのようにして知なのか、ということを知らないまま、ロースクールは自分がサービスを提供する顧客層を無視している、ということである。それらは、アメリカの高等教育を苦しめ、改革への要求を強めてきたのと同じ、中核的な問題なのである。⁽²⁶⁾

元教育省長官のウィリアム・J・ベネット (William J. Bennett) は、「学生が学ぶべきものと我々が考えるものは何か、どのようにすればそれを彼らに最も

(25) (原注3) 法学教育に関するかなり包括的な検討と1980年までの批判は、H. Russell Cort & Jack L. Sammons, *The Search for "Good Lawyering:" A Concept and Model of Lawyering Competencies*, 29 CLEV. ST. L. REV. 397 (1980) の様々な注に見出すことができる。より最近の論稿は、Mitu Gulati, Richard Sander & Robert Sockloskie, *The Happy Charade: An Empirical Examination of the Third Year of Law School*, 51 J. LEGAL EDUC. 235, 238, n.4 (2001) に注記されている。

(26) (原注4) GREGORY S. MUNRO, *OUTCOMES ASSESSMENT FOR LAW SCHOOLS* 46, n.113 (2000). より最近の書物は、PHILIP C. KISSAM, *THE DISCIPLINE OF LAW SCHOOLS* (2003) である。Kissamは、意図と実際が食い違っているように思われる法学教育のパラドックスを描写し、重要な変化への希望は全くないという気が減入するような意見を提示している。

上手く教えることができるのか、そしてどのようにすれば彼らがそれを学んだことを確信できるのかということを、我々はよく知らないのである」と述べた。⁽²⁷⁾ ゲアリー・ベロウ (Gary Bellow) は、我々の法学教育システムの欠陥を「弁解の余地がない」と述べた。

アル・サックス (Al Sacks) はかつて私にこういった。「うーん、君がまるで、ロースクールは経験的に無意味であり、理論的に欠陥があり、教育学上機能不全であり、かつ、金がかかる、と言っているように聞こえるよ。」と。そして私は、もちろん、まさにそれを言っているのだ。これらの欠陥に、2年次と3年次に提供される科目の一貫性のなさ、カリキュラムにおける重複の多さ、その存在が自認されていないイデオロギーがロースクールにおける経験全体に浸透している程度、そしてアメリカのロースクールの卒業生で卒業時に実務をすることができる者は誰もいないという事実を付け加えると、我々は、弁護の余地が全くないと私には思われる教育制度を抱えていることになるのである。⁽²⁸⁾

合衆国の法学教育の歴史において、新人弁護士が実務の初日に知っているべきことや、できるべきであることを考えるための、またはそれらの目標に到達するための教育プログラムを設計するための、一致団結した取組みの記録は存在しない。教育の向上を目指すカーネギー財団は、法学教育に関する研究を実施し、2006年に終えた。それは、「ロースクールの教育的取組みの全般的な目的と効果に教授陣が注意を払っていることは、驚くほど稀である、ということ⁽²⁹⁾を発見した。」のであった。

(27) (原注5) William J. Bennett, *Foreword, ASSESSMENT IN AMERICAN HIGHER EDUCATION: ISSUES AND CONTEXTS*, at I (Clifford Adelman ed., 1986).

(28) (原注6) Gary Bellow, *On Talking Tough to Each Other: Comments on Condlin*, 33 J. LEGAL EDUC. 619, 622-23 (1983).

(29) (原注7) WILLIAM M. SULLIVAN, ANNE COLBY, JUDITH WELCH WEGNER, LLOYD

カーネギー財団の報告書の著者たちは、法学教育において多少の変化は生じたが、それは、必要とされる包括的で組織的な変化ではないと認めた。

そして、実際に、過去10年間にわたって、重要な変化が生じてきている。50年前と比べると、ロースクールは現在、学生により多くの経験、より多くのコンテキスト、より広い学生の選択の幅、そしてより大きな大学全体の世界と他の学問分野とのより密接なつながりを提供している。しかしながら、法学教育を改善しようとする取組みは、包括的というよりも断片的であった。自らの教育的取組みに関する全般的な実践と効果を本格的な研究の対象としてきたロースクールはほとんどない。これらの不十分な点に組織的に対処しようとしてきたロースクールはあまりに少ない。ロースクールを集団としてとらえた場合に、全国の弁護士界からの十分に筋の通った嘆願に対する反応がこのように比較的乏しかったということが、我々の調査以前の状況⁽³⁰⁾だったのである。

法学教育者たちは、カリキュラム開発に関して長きにわたって認められてきた基本原則を一般的に無視しているが、それは4つの段階に関わる。

第1段階：ロースクールまたは個々の科目が達成しようとするべき教育上の目的を特定すること。

第2段階：それらの目的を達成することに役立ちそうな学習経験を選択すること。

第3段階：効果的な教育のために、選択した学習経験を組織化すること。

第4段階：選択した学習経験の有効性を評価するための方法を考案すること。⁽³¹⁾

BOND & LEE S. SHULMAN, EDUCATING LAWYERS 98 (Draft July, 2006).

(30) (原注8) *Id.* at 243.

(31) (原注9) *See, e.g.,* RALPH TYLER, BASIC PRINCIPLES OF CURRICULUM AND INSTRUCTION (1949).

法学教員が法学教育に関する批判的思考や論争を行うことを嫌がるということは、我々の法学教育モデルが定着したのが大昔のことではないことを考えると、ことのほか驚くべきことである。大学の4年間にロースクールの3年間が続くという我々の構造が確固たるものになったのは、1960年代になってからのことであつたにすぎないのである。⁽³²⁾

今こそ、法学教育者、弁護士、裁判官、一般人が、ロースクールの役割と手法に関する我々の前提を見直し、学習者中心の法学教育を概念化し提供する新たな方法を探究する時である。我々が起こす必要のある変化は根本的なものであるというカーネギー財団の報告書の著者たちに、我々は同意する。

より十分かつ適切に形成的な (formative) 法学教育は、認知的、実践的、そして倫理的・社会的な訓練の間に、よりよい均衡がとれていることを必要とする。この均衡に達するために、法学教育者は既存の要素を組み替える以上のことを行わなければならないであろう。それは、法に携わる人生をより一貫した、より統合された形で始められるように、既存のカリキュラムとロースクールが採用している教育方法の両方を、法学教育者が注意深く再考することを求めているのである。⁽³³⁾

法学教育をどのように改善するかを考えることは、たとえ関係者すべてが改善の必要があるということに同意していても、容易なことではない。何世代にもわたる論争は、一般教養教育と、法実務のための技術的、専門的志向との優劣について、解決を見出していない。ロースクール卒業生が働く実務環境が多

(32) (原注10) STEVENS, *supra* note 24, at 209. (訳注) *supra* note 24というのは本稿での注の通し番号である。原書では原注2を意味する *supra* note 2であるが、読者の便宜を考慮して、本稿での通し番号に変更した。以下、第1章の最後まで同じ形式で記載する。

(33) (原注11) SULLIVAN ET AL., *supra* note 29, at 180.

種多様であるという理由のみからしても、我々は、ロースクールが教えるべき特定の知識、技能、価値観に関する全体的な合意に達することも決してできないであろう。しかしながら、我々が合意できるであろう基本的なことは存在するのであり、その仕事が難しいという理由だけで法学教育を改善しようとするのを避けるべきではない。他の国々は法学教育制度を改革しているが、我々が合衆国において法曹の実務の準備を改善することに注意を払うことは、長らく放置されてきたのである。

我々は、教育に関する適正な理論と実践に合致した法学教育の改善方法を思慮深く慎重に探究することに取りかかった。我々は、最終成果物が、これらの目標に到達していることを望んでいるが、我々の提案の一部は、ロースクールの内容と組織に、そして法学教員の態度と実践に、大幅な変化を求めるものである。

これは膨大な文書であるが、そうなることが避けられないのは、学生を実務に向けて準備させることが複雑なプロジェクトであるためだ。本書は、その長さにもかかわらず、取り上げるトピックの多くについては概観のみを示す。ほぼすべての頁について、そこに含まれている概念に関する多くの書物が著されている。したがって、多くの外部資料を参照することが、問題と解決案を完全に理解するために必要とされるのである。

我々の勧告の多くは費用や時間を要するものではない。現状の実践からの転換を図ることに関わる最初の努力以上の何物も必要としない部分もある。確

(34) (原注12) 実際には、合衆国の、最も学生中心的で学生を実務に向けて準備させることにコミットしているように思われるロースクールは、比較的少ない予算しか持っていない。我々は、学生を実務に向けて準備させることへの機関的なコミットを行い、その目標に向けて重要な取り組みを行ったロースクールを列挙することを検討した。しかし、妥当な選択基準を有していなかったため、

かに、最良の学習経験を提供することを決意したロースクールは、今日の典型的なロースクールよりも学生教員比を少なくすることを望むかもしれない。さらに、教員には、学生を教育することに現状の実践よりも多くの時間を捧げることを期待するかもしれない。

大学院での専門職教育においては、学生教員比は、合衆国のロースクールの現在の基準よりも低くあるべきだ。ある研究者が書いたように、「ラングデル（Langdell）のおそらく最大の成功は、法学教育が安価であると大学を説得したことにあった。」⁽³⁵⁾ サンディ・ダランベール（Sandy D'Alemberte）は、「ロースクールは、我々の他の大学院プログラムが有する教育資源を有してこなかったし、プロフェッショナル・スクール・プログラムが有する資源も—コミュニティ・カレッジの学位で終わるプログラムが有する資源すらも—有してはこなかった。このことは、我々に大事なことを示唆するはずである—我々がやっている方法で物事を行っている者は他に誰もいないのである。我々はおそらく時代遅れの集団なのだ。」⁽³⁶⁾と意見を述べた。しかしながら、学生教員比を改善しなくとも大幅な改善が可能であると、我々は信じている。我々の基本的な信条のひとつは、ロースクールは、より学生中心になるべきであり、ほとんどのロースクールが今日そうしているよりも、優れた授業を評価してそれに報いるべき

そうしないことに決した。

- (35) 〈原注13〉 Christoph G. Courchesne, “A Suggestion of a Fundamental Nature:” *Imagining a Legal Education of Solely Electives Taught as Discussions*, 29 RUTGERS L. REC. 21, 60 (2005) (citing STEVENS, *supra* note 24, at 268). (訳注) Christopher Columbus Langdell (1826–1906)。アメリカの法学者。1870年から1900年までハーヴァード・ロースクール教授を務めて、ロースクールを3年制課程にするとともに、教育方法として上級審判例を教材とするケースメソッドを採用するなど、現在に至るアメリカのロースクール教育の基本形を開発した。
- (36) 〈原注14〉 Talbot D'Alemberte, *Talbot D'Alemberte on Legal Education*, 76 ABA J. 52, 52 (Sep. 1990).

である、ということである。

我々が勧告する変化は、法学研究にプラスの影響を与えるべきである。もし、学生がどのように学ぶだけでなく、法曹が何をし、それをどのようにするのかについて法学教員がもっとよく考え始めるならば、法学研究の新たな道が、法理（doctrine）⁽³⁷⁾や判決に関する伝統的な研究を超えて開かれるであろう。⁽³⁸⁾研究におけるこれらの新たな方向は、伝統的な法学研究よりも学際的な研究に関わる可能性が高いのであって、ロースクールは研究大学（research universities）⁽³⁹⁾の立派な仲間であるというロースクールの主張を、強めてくれるのである。

我々は、草案段階を終えたことが、本書で論じられた諸原則—またはその他の法学教育の改善を進める諸原則—に関する議論、討議、実施のプロセスの始

-
- (37) (訳注) doctrineとは一般に、多くの準則（rule）に共通して見られる法についての基本的な考え方をいい、ruleよりは広いが、principle（原則）よりは具体的なものを意味するとされる。ただし、rule、principle、theory（理論）、tenet（教義）などと同じ意味の言葉として使われることもあるとされる。田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）270頁を参照。
- (38) (原注15) そのような研究がどこへ導くかに関する示唆として、Gary L. Blasi, *What Lawyers Know: Lawyering Expertise, Cognitive Science, and the Functions of Theory*, 45 J. LEGAL EDUC. 313, 391-96 (1995); Carrie Menkel-Meadow, *The Legacy of Clinical Education: Theories About Lawyering*, 29 CLEV. ST. L. REV. 555 (1980).
- (39) (訳注) カーネギー財団は、1973年に「高等教育機関分類」(Carnegie Classification of Institutions of Higher Education)を公表し、その後数回にわたって改訂版を公表してきた。現在の分類によれば、年間当たり20種類以上の博士号（法務博士（Juris Doctor）等の専門職学位を除く）を授与する大学を博士号授与大学（Doctorate-granting University）と定義し、それをさらにRU/VH（研究大学—非常に高い研究活動）、RU/H（研究大学—高い研究活動）、DRU（博士・研究大学）(doctorate/research universities)という3つの小区分に分類している。https://carnegieclassifications.iu.edu/（2020年3月28日閲覧）を参照。

まりとなることを望んでいる。我々はまた、ゲアリー・ベロウが望んだように、「我々の会話を本当の会話—今存在する制度の正当化ではなく、規範的価値に⁽⁴⁰⁾関心を持った会話—にすること」をも望んでいる。

我々は、法学教育の望ましい目標とそれらの到達方法に関する理解を高めていくにつれて、「ベスト・プラクティス」の説明の輝きがほどなく失われていくであろうということを認めている。それでよいのである。

(大坂恵里訳)

(40) (原注16) Bellow, *supra* note 28, at 623.

要旨および主要な勧告

ベスト・プラクティスに関する声明を作成すること（序章および第1章）

合衆国の法学教育を大幅に変える切実な必要性がある。ロースクールは、上手くやっていることもあるが、上手くやっていないことも、全くやっていないこともある。ロースクールは、学生が法実務に必要とされる重要な技能と知識の一部を習得するために手助けをしているとはいえ、ほとんどのロースクールは、学生を実務に向けて準備させることに全力を傾けていない。ロースクールの卒業生のほとんどは、彼らにとって準備可能であり、かつ準備すべきであるほどには、法実務の準備をしていないということが、一般的に認められている。ロースクールは、もっと上手くやれるのである。

法学教育を向上させるための我々の主要な勧告は、下記のとおりである。目次を概観することによって、我々の勧告の全体像を速やかに把握できるであろう。

我々は、ベスト・プラクティスに関する議論を7つのカテゴリーに分けた。1) 目標を設定すること、2) 教育プログラムを編成すること、3) 教育を提供すること全般、4) 体験を伴う科目（experiential courses⁽⁴¹⁾）を実施すること、5) 体験を伴わない教育方法（non-experiential methods）を用いること、6) 学生の習熟度を評価すること、ならびに、7) 教育プログラムの成功度を評価すること、である。我々はまた、「模範となる」ベスト・プラクティス教育プログラムの

(41) (訳注) ジェラルド・F・ヘス＝スティーブン・フリードランド（町村泰貴監訳）「法律教育の技法」JLF叢書Vol.3『法科大学院における教育方法』（商事法務、2003年）164-165頁で説明されている「経験学習」に相当すると思われる。ヘスとフリードランドは、クリニック、エクスターンシップ、サービ斯拉ーニング（公的サービス機関や市民団体でのボランティア活動による学習）、フィールドトリップ、教室での実地体験（実際の法律文書、実際の事件のビデオ、法律関係者の講演など）などを例示している。

例も含めた。

我々は、ロースクールに対して、実務に向けた学生の準備を改善することに全力を傾けること、教育目標を明確にして拡充すること、教育方法を改善し多様化すること、そして教育プログラムの成功度を評価することに、より注意を払うことを求める。これらの目標を達成することの重要性は、グレッグ・マンロー（Greg Munro）によって以下のとおり説明されている。

ロースクールは、明確な使命、当該使命に到達するための計画、そしてその成功または失敗を評価する能力と意欲を有するときに、最もよく優秀の域に達することができるし、効果的なアカデミック・プログラムを有することができる。明確な使命と、在校生とロースクール自体の成果に関する認識がなければ、ロースクールは焦点を失い、カリキュラムは首尾一貫性を欠いた別個の活動の集まりとなる。ロースクールが自身のパフォーマンスを評価しなければ、自身の成功、教育方法の有効性、カリキュラムの関連性、顧客層へのサービスの価値について容易に惑わされうる。学生のパフォーマンスや機関としての自身のパフォーマンスを評価することを怠るか、そうすることにおいて誤った尺度を用いるロースクールには、それがなんらかの目標や目的に到達しているという真実の証拠が全くない。それが達成しているものに関する証拠を欠くロースクールには、説明責任が要求されるのである。⁽⁴²⁾

3年間で学生を法実務に向けて完全に準備させることは不可能かもしれないが、ロースクールは、現在行っているよりも法実務に近づくことができる。ロースクールが学生を実務に向けて準備させるために最善を尽くすことに機関として全力を傾けることは、とりわけ重要である。

(42) (原注17) MUNRO, *supra* note 26, at 3-4.

重要なステップは、教育プログラムに関して明確な教育目的をはっきりと述べることであり、そしてできれば、望ましい成果という形でそれらの目的を述べることである。成果に焦点を合わせた教育ということが、高等教育全体を通じた規範となっている。実際に、地域的な認証評価機関は、ロースクールを含む高等教育に、教育上の成果を述べるだけでなく、学生が当該成果を達成していることを示すよう、要求している⁽⁴³⁾。連合王国その他の国々における法学教育プログラムには、成果に焦点を合わせたカリキュラムがあり、合衆国でも少数のロースクールが成果に焦点を合わせる方向に進んでいる。すべてのロースクールが変化を遂げる時である。

法学教育の望ましい成果に関する説明には、卒業生が知っているべきこと、彼らが行いうること、そして彼らがそれをどのようにすべきかに関する声明を含めるべきである。我々は、すべてのロースクールが基礎的能力（basic competence）を発展させようとする際に達成しようとするべき全般的な成果を説明する。

本書における重要な勧告は、下記のとおりである。

目標を設定すること（第2章）

1. ロースクールは、学生を司法試験と法実務に向けて準備をさせることへのコミットメントを示すべきである。ロースクールは、この目標を達成するための最善の方法について、研究者、実務家、裁判官、資格付与機関、一般人との継続的対話に従事すべきである。

(43) (原注18) *See, e.g., Standards 2 & 4, WESTERN ASSOCIATION OF SCHOOLS AND COLLEGES, ACCREDITING COMMISSION FOR SENIOR COLLEGES AND UNIVERSITIES, HANDBOOK OF ACCREDITATION (2001), available at http://wacssenior.org/wasc/Doc_Lib/2001%20Handbook.pdf (last visited September 19, 2006) [hereinafter WESTERN ASSOCIATION ACCREDITATION HANDBOOK].*

2. ロースクールは、教育目標を明確に述べるべきであり、学生と教育目標を共有すべきである。
3. ロースクールは、内容に焦点を合わせた教育プログラムから、学生が実務の初日に何ができて、それをどのようにやるか、そして何を知っているかということに関心を持って、成果に焦点を合わせた教育プログラムへと転換すべきである。
4. 法学教育の主要な目的は、適格性（competence）、すなわち、法律問題を効果的かつ責任感を持って解決する能力（ability）を発展させることであるべきである。
5. ロースクールは、学生が、自省と生涯にわたる学習技能、知的・分析技能、法に関する基本的知識と理解、専門的技能、そしてプロフェッショナルリズムを含む、効果的で責任感のある弁護士の属性を獲得するよう支援すべきである。

教育プログラムを編成すること（第3章）

6. ロースクールは、知識、技能、価値観を徐々に発展させるために、理論（theory）、法理（doctrine）、実務の教育を統合させるために、そしてロースクールの3年間全体にわたって科目横断的に（pervasively）プロフェッショナルリズムを教えるために、カリキュラムを編成すべきである。⁽⁴⁴⁾

教育を提供すること（第4章、第5章、第6章）

7. ロースクールは、望まれる教育目標に最も効果的かつ効率的に到達する

(44) (訳注) このアプローチによる専門職責任のケースブックとして、DEBORAH L. RHODE (ED.), PROFESSIONAL RESPONSIBILITY: ETHICS BY THE PERVASIVE METHOD, 2ND ED. (1998) がある。これは2部編成で、第1部では専門職責任の基本概念を学習し、第2部では、それらが民事訴訟手続、憲法、契約法、会社法、刑法と刑事訴訟手続、証拠と事実審判、家族法、物権法、税法、不法行為法の各文脈でどのように現れるかを検討する構成となっている。

教育方法を利用すべきであり、教育プログラム全体に通じる文脈ベースの教育方法（context-based instruction⁽⁴⁵⁾）を用いるべきであり、そしていかなる教育方法を使う際にもベスト・プラクティスを用いるべきである。

8. ロースクールは、健全な教育・学習環境を作り出し、維持するべきである。
9. ロースクールは、テクノロジーを用いること、実務弁護士や裁判官を適切に活用することによって、それらの教育プログラムの質を高めるべきである。
10. ロースクールは、効果的な教員養成プログラムを有するべきであり、研修センターを創設すべきである。

学生の習熟度を評価すること（第7章）

11. ロースクールは、学生の習熟度を評価するためのベスト・プラクティスを利用すべきである。それには、目標に準拠した評価（criteria-referenced assessments⁽⁴⁶⁾）、複数の形成的評価や総括的評価（formative

(45) (訳注) チェス・マスターのような各分野の熟達者は、単に豊富な知識を習得しているだけではなく、特定の課題に関連する知識だけを効率的に検索する能力においても優れていると考えられる。これを「文脈に条件づけられた知識」と呼ぶ。そのことから、「どの法則がどのような問題解決場面で役立つのか」「どういう条件のときにどういう行動をするべきか」といった学習を推進する教授法が推奨される。米国学術研究推進会議編著（森敏昭・秋田喜代美監訳）『授業を変えるー認知心理学のさらなる挑戦』（北大路書房、2002年）40-42頁を参照。

(46) (訳注) 相対評価に対比される絶対評価の実質的内容を表現する概念。2001年4月の指導要録改訂によって我が国の初等・中等教育における評価が相対評価から絶対評価に変わったことを背景とするものではあるが、田中耕治編著『新しい教育評価の理論と方法 第1巻 理論編』（日本標準、2002年）を参照。同書18頁、86頁などによれば、評価基準は教師自身の目標にとらわれたものであってはならず、予め公表されて、教師自身の目標意識から自由な第三者（同

and summative assessments⁽⁴⁷⁾）、そして様々な評価手法が含まれる。

教育プログラムの成功度を評価すること（第8章）

12. ロースクールは、自身の有効性を定期的に評価すべきであり、そのような評価を行うためのベスト・プラクティスを利用すべきである。

我々の勧告の多くは、費用や時間を要する意味合いを含むものではないし、現状の慣行からの転換を図ることに関わる最初の努力以上の何物でもない部分もある。我々の勧告の一部を実施するためには、大変な労力や、おそらく、資源を追加することや再配分することが必要とされるであろう。しかしながら、我々は、法学教育を改革することに対する主要な障害は、資源の不足ではなく、ビジョンとコミットメントの欠如であると確信している。上手くいけば、本書は、必要とされるビジョンの一部を提供し、法学教育の好ましい変化を進めることに全力を傾けるよう、より多くの人々を奮起させるであろう。

（大坂恵里記）

僚教師、地域住民、学習主体である生徒自身など）による評価の可能性を持つべきものとされている。

- (47) (訳注)「形成的評価」とは、教育プログラムが実施されている途中で、学習者がどの程度目標を達成しているかを把握し、指導に活かすための評価を意味し、「総括的評価」とは、単元の終わりや学期末など、教育プログラムが一段落した時点で、全体的な成果を評価するものを意味する。市川伸一『現代心理学入門3 学習と教育の心理学』（岩波書店、1995年）136-137頁を参照。

第1章 ベスト・プラクティスの声明を作成する理由

A. ベスト・プラクティスの声明は、ロースクールの教育プログラムの質を評価することと、それを改善する取組みを導くことに役立つ。

本書は、ロースクール教育のベスト・プラクティスに関する諸原則の声明を含んでいる。それはまた、各原則の意味とそれが現在の実践にどのように関わるのかをより十分に説明するコメント、学習と教育に関する研究、法学教育を改善するための学者と実務家の勧告も含む。

ベスト・プラクティスに関する諸原則を特定のロースクールの実際の実践と比較することは、当該ロースクールの教育プログラムの質を評価し、それを改善するための指針を与えるために役立つであろう。

我々は、スタンリ・フィッシュ (Stanley Fish) の「ベスト・プラクティス」という用語の巧みな分析を知っている。それにおいて、彼は、「ベスト・プラクティス」を引き合いに出すことは、要は極めて自明で陳腐なことを言うだけのことにすぎないと結論づけた。彼は、礼儀正しい会話から禁じられるべき、管理職的なうわべだけの言葉の中に、「ベスト・プラクティス」を含めた。⁽⁴⁸⁾

我々は、本書で説明されているベスト・プラクティスの多くが陳腐で自明なものであるということを認めている。しかし、それが問題なのである。それらは自明に見えるが、ほとんどのロースクールは、法曹を教育することに関してベスト・プラクティスを用いてはいない。それゆえ、ベスト・プラクティスに

(48) (原注19) Stanley Fish, *Keep Your Eye on the Small Picture*, THE CHRONICLE OF HIGHER EDUCATION, February 1, 2002, at <http://chronicle.com/article/Keep-Your-Eye-on-the-Small/46229>. (訳注) フィッシュは、内容空疎な言葉の筆頭にベスト・プラクティスを挙げている。

関する議論は礼儀正しい会話から禁じられるべきであるというフィッシュの意見には十分な敬意を払いつつも、我々は、法学教育に関するベスト・プラクティスについて説明することに、そしてそれらに関する議論を奨励することに、価値があると信じているのである。

B. 法学教育を改善する必要性は差し迫ったものである。

1. 免許付与過程は公衆を保護していない。

本書は、法学教育、とりわけロースクールで生じる法学教育の最初の段階に関するベスト・プラクティスについて説明するものである。ロースクールが直面している難問は、最も上手く設計された教育プログラムでさえ、学生に、3年後の卒業時にあらゆる種類の法務サービスを有能に提供する準備をさせることではない、ということである。ロースクール教育は、いつまでも、法律家の人生における継続的学習のほんの一部にすぎないであろう。法律家は、彼らのキャリアを通じて、経験から、協働から、自習から、内省から、そして継続的法学教育から学ぶのである。ロースクール教育は、効果的で責任感のある法律家になる過程の第一歩に過ぎないのである。

学生を法実務に向けて準備させることに関する負担は、ロースクールだけにかけるべきではない。法律プロフェッションの他の部門は、その責任をより多く引き受けるべきである。例えば、法曹資格付与機関は、ロースクールの卒業生がプロフェッショナルな法務サービスを提供するための免許を得る資格を獲得する前に、そのようにサービスを提供できるように準備ができているということを確認するための、追加的な要件を課すことができるであろう。これは、他の一部の国々では現実なのであるが、合衆国においてはまだ現実ではないの

⁽⁴⁹⁾
である。

現在、合衆国において法実務を行う人の能力は、典型的には、ロースクールを卒業することと、州の免許付与試験、すなわち司法試験に合格することのみを要求している。ほとんどのところ、司法試験は、書かれた事実シナリオに組み込まれている法律上の問題を認識し、特定された各問題に対処する小論文を起案する受験者の能力を評価している。受験者は、法理論に関する記憶と、問題と理論に関する理解を読み手に伝達する能力とに頼りながら、それを行うのである。

司法試験は、受験者に対して、法律プロフェッションへの参入に必要とされる知識、技能、価値観のうちの、ほんのわずかのものだけを示すことを要求している。それらは、効果的に責任感を持って法実務を行うことができるという新人法曹の能力を測るための、有効な指標ではない。司法試験の性質と有効性は、広く批判されている。⁽⁵⁰⁾いくつかある欠陥の中でもとくに、司法試験は、

(49) (原注20) ヴァーモント州とデラウェア州では、新人弁護士に、彼らが完全に免許を付与される前に経験を積んだ弁護士のために働くことに一定期間を費やすことを義務づけているが、終了時に適格性の評価や認証がなされることはなく、必要時間が投入されたことと必要とされる課題が行われたことに関する証書が発行されるだけである。我々は、学習経験の質は保証されないとしても、他州がヴァーモント州とデラウェア州のリードに続くことを奨励したい。実務への移行を改善する努力のもうひとつの例は、ジョージア州でなされた。同州では、最高裁が、法実務への移行に関する義務的プログラム(Transition Into Law Practice Program)を同州最高裁が公認し、それは2006年1月から施行された。そのプログラムの核心は、すべての新人弁護士に、法曹資格を得た後1年間、指導弁護士(mentor)を付けることである。継続的法学教育の制度がこの指導弁護士制度の基盤となっており、それを支えている。Commission on Continuing Lawyer Competency, State Bar of Georgia, Transition Into Law Practice Program: Executive Summary (2005), available at <http://www.gabar.org/public/pdf/tilpp/7-G.pdf>.

(50) (原注21) See, e.g., *Society of American Law Teachers Statement on the Bar Exam:*

学生に対して、新人弁護士が法実務において成功するために必要とするよりも

July 2002, 52 J. LEGAL EDUC. 446 (2002) (司法試験は、現在、法実務に就く適格性を適切に測定することに失敗しており、ロースクールのカリキュラム形成と入学選考に否定的影響を与えており、より多様な裁判官と弁護士を生み出すことへの重大な障壁であると結論付けている。) See also Clark D. Cunningham, *The Professionalism Crisis: How Bar Examiners Can Make a Difference*, 74 THE BAR EXAMINER 6 (Nov. 2005); William C. Kidder, *The Bar Examination and the Dream Deferred: A Critical Analysis of the MBE, Labor Market Control, and Racial and Ethnic Performance Disparities*, 29 LAW & SOC. INQUIRY 547 (2004); Robert MacCrate, *Yesterday, Today and Tomorrow: Building the Continuum of Legal Education and Professional Development*, 10 CLINICAL L. REV. 805 (2004); Roy T. Stuckey, *Why Johnny Can't Practice Law - and What We Can Do About It: One Clinical Law Professor's View*, 72 THE BAR EXAMINER 32 (2003); Adrian Evans & Clark D. Cunningham, *Specialty Certification as an Incentive for Increased Professionalism: Lessons from Other Disciplines and Countries*, 54 S.C. L. REV. 987 (2003); Andrea A. Curcio, *A Better Bar: Why and How the Existing Bar Exam Should Change*, 81 U. NEB. L. REV. 363 (2002); Beverly Moran, *The Wisconsin Diploma Privilege*, 2000 WISC. L. REV. 645 (2002); Kristin Booth Glen, *When and Where We Enter: Rethinking Admission to the Legal Profession*, 102 COL. L. REV. 1696 (2002); Lawrence M. Grosberg, *Medical Education Again Provides a Model for Law Schools: the Standardized Patient Becomes the Standardized Client*, 51 J. LEGAL EDUC. 212 (2001); Deborah J. Merritt, Lowell L. Hargens & Barbara F. Reskin, *Raising the Bar: A Social Science Critique of Recent Increases to Passing Scores on the Bar Exam*, 69 U. CINN. L. REV. 929 (2000); MUNRO, *supra* note 26; Joan Howarth, *Teaching in the Shadow of the Bar*, 31 U. SAN FRAN. L. REV. 927 (1997); Daniel R. Hansen, Note, *Do We Need The Bar Examination? A Critical Evaluation of the Justifications for the Bar Examination and Proposed Alternatives*, 45 CASE WES. L. REV. 1191 (1995); Lawrence M. Grosberg, *Should We Test for Interpersonal Lawyering Skills?*, 2 CLINICAL L. REV. 349 (1996); Cecil B. Hunt, *Guests in Another's House*, 23 FLA. ST. U. L. REV. 721 (1996). ジョージア州立大学スクール・オブ・ローは、司法試験に代わるものを検討する特集号を出版した。20 GA. ST. U. L. REV. vii (2004), available at <http://gsulaw2.gsu.edu/lawreview/archives/symposium.php>.

はるかに多くの法知識を示すことを要求している⁽⁵¹⁾が、それらの多くは、営利的な司法試験準備コース⁽⁵²⁾において記憶されるものであり、司法試験が終わればすぐに忘れ去られるのである。

ロースクール卒業生は、司法試験と人格・適性審査（a character and fitness review）に合格すると、免許を付与された法域において法実務を行うための無制限の免許を受け取る。新たに免許を付与された弁護士は、いかなる依頼者をも受任し、いかに複雑であろうとも、あらゆるタイプの問題で代理を提供することも許されている。自らを導くのは、自分自身の責任感覚と、故意または過失によって問題の取り扱いを誤ることに關して不法行為責任や懲戒処分を受けるのではないかというかすかな恐れだけである。法実務を行う新人弁護士の能力にはいかなる制限もなく、新人弁護士が適格な法務サービスを提供するために必要な専門的な知識と技能をオン・ザ・ジョブで習得しようとする間、彼らから依頼者を守るためのメカニズムは存在しない。

我々は、法律プロフェッションに対して、司法試験、免許付与に関する規則、実務への移行、ならびに継続的法学教育プログラムのための、ベスト・プラクティスに関する声明を作成するよう奨励する。公衆の利益に関心を有する法律プロフェッションのメンバーや他の者たちは、なぜ免許付与機関は、基本的な法実務に要求される幅広い技能と価値観における最低限の適格性を試験することなく無制限の免許を発行しつづけるのか、尋ねるべきである。さらに、彼らは、なぜより多くの免許付与機関が、完全な免許を交付する前に、指導を受け

(51) (原注22) ロースクール学生がどれほどの法理論を知る必要があるかという論点は、第2章で検討する。

(52) (訳注) 5月にロースクールの授業が終了してから7月の司法試験までの間の数週間に開催される司法試験科目の復習コースを指す。BAR/BRIが有名である。ロースクールの授業が終了した後で利用するものであり、日本の司法試験予備校がダブルスクールとして機能している点と異なることに注意する必要がある。

つつ実務を行う期間、ロースクール卒業後の相当な訓練⁽⁵³⁾、そしてロースクール卒業後の訓練と経験の間と後の評価を通じて適格性を実証することを要求しないのか、調査すべきである。

我々は、より早く始まって、より長く続き、法律プロフェッションに完全に入ることを許される前に指導を受けつつ実務を行う必須期間を含むプロセスによって、公衆は、より良いサービスを提供されるであろうと信じている。そのプロセスは、英連邦法域の最良の伝統から取り入れることができるかもしれない。

免許付与機関は、伝統的な司法試験の代替案を検討すべきである。ジュディス・ウェグナー（Judith Wegner）は、数年間にわたって実施されることになる三部構成の司法試験を提案している。第一部は、学生の「法律家のように考える」能力と伝統的なコモンロー科目に関する能力を評価するものであり、第二部は、学生に、より複雑な法律問題に取り組むための、より幅広く厚みのある知識と能力を示すことを要求するものであり、第三部は、パフォーマンスに関するより徹底的なテストとプロフェッショナルリズムの審査を通して、プロフェッショナルとしての技能と価値観を評価することとなる⁽⁵⁴⁾。ウェグナーの

(53) (原注23) 多くの州が、新人弁護士に法実務に関する実際の情報を提供する「ギャップを架橋する」義務的プログラムを実施してきたが、新人弁護士に対して、ALI-ABA COMMITTEE ON CONTINUING PROFESSIONAL EDUCATION, A MODEL CURRICULUM FOR BRIDGE-THE-GAP PROGRAMS (1988) において推奨されたインテンシブな体験的「実務モジュール」への参加を要求する例は知らない。

(54) (原注24) Judith Wegner, *Thinking Like a Lawyer About Law School Assessment* (Draft 2003) (unpublished manuscript on file with Roy Stuckey) [hereinafter Wegner, Assessment]. Wegnerによるこの資料と関連草稿は、カーネギー財団のプロフェッション準備教育プログラム (the Preparation for the Professions Program of the Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching) の一部として行われた法学教育に関する研究の予備的知見を収めている。このプログラムは、大学が提供している多様なプロフェッションに向けた準備教育を検

三部構成の司法試験において：

第一部は、1年次のカリキュラムで習得される知識と技能をテストするものである。学生は、1年次または2年次を終えた後の夏の間に、このテストを受験することになる。

第二部は、卒業後に実施されるものであり、単純な「パフォーマンス・ベースの」テストのために現在用いられているような資料からなる「作業ファイル」を使った、より綿密な試験に集中することになる。受験者は、比較的詳しくなった分野の知識を示すことができるように（おそらくはロースクールの選択科目における集中的な勉強を通じて）、6つほどの選択肢から2つの一般的な分野を選択することを要求されるであろう。記憶に頼ったり、極めて制約的

討し、諸種のプロフェッションについて、プロフェッショナルとしての知識、スキル、良心などの形成を確実にするためにそれらの大学が用いている、教育と学習のアプローチを比較している。カーネギー財団上級研究員、元アメリカロースクール協会（AALS）会長、そして法科大学院長として、ジュディス・ウェグナーは、法学教育に関する2年間の研究を率いており、1999年から2007年にかけて、合衆国とカナダの16のロースクールにおけるインテンシブなフィールドワークを行った。ウェグナーは、彼女の知見と結論を記載した本を執筆中であり、カーネギー財団は、EDUCATING LAWYERSという、それ自体の本を2007年春に出版する予定である。ウェグナーによって作成された草稿は彼女の見解を反映したものであり、必ずしもカーネギー財団の見解を反映したものではない。（訳注）同書の翻訳が、ウィリアム・M・サリバン他（柏木昇他訳）『アメリカの法曹教育』（中央大学出版部、2013年）である。ちなみに監訳者は、ニューヨーク大学スクール・オブ・ローで客員教授を務めていた際に、自分が担当していたComparative Public Interest Lawyeringというセミナーについて、カーネギー財団の調査員の傍聴とインタビューを受けたことがある。

- (55) （訳注）パフォーマンスに基づく評価の一般的解説として、田中耕治編著『新しい教育評価の理論と方法 第1巻 理論編』（日本標準、2002年）の第2章を参照。

な制限時間に直面したりするように求められるよりもむしろ、彼らは、2つの「ファイル」を使った課題のそれぞれを完成するために3時間ずつ与えられるものとし、その評価は、スピードだけではなく、仕事の質に基づいてなされるものとする。特定の法域に関連したテーマに関する様々な小論文が課されてもよいが、その一方で、受験者に対して、記憶のみに頼るという人為的制約なしに、彼らが仕事をしたいと望むかもしれない分野においてより深い思考と専門知識を示す、なんらかの機会を提供する。試験のうち最初の二つの部分を完了し、人格と適性に関する要件を満たした後、受験者は、2年という期間限定で免許を受けるものとする。

第三部は、2年間の実務経験の後で実施されるものとする。この試験を満足できる形で完了すると、本免許がもたらされる。それは、申請者のパフォーマンス技能とプロフェッショナリズムに関して、より意味のある評価を提供するものであり、申請者が「未済書類入れ (in basket)」方式の課題（優先順位の設定や比較的素早い判断を必要とする）を遂行することや、模擬依頼者とのインタビューを実施したり、交渉したり、ディスカバリの計画を用意したりすることを要求されうる、「アセスメント・センター」システムを用いる。そのような課題のうち1つ以上は、受験者が取り組む必要があると思われる専門職責任に関する問題を含みうる。さらに、申請者は、プロフェッショナルな信用照会先に関するより本格的なポートフォリオ、現在に至るまでの彼らのプロフェッショナルな経験に関する説明、そして彼らがプロフェッショナルとして成長するために努力を集中し続けている長所と分野とに関する簡単な自己評価を、提出することを要求されてよいであろう。このポートフォリオは、申請者が実務への移行をどのように遂げたのか、そして彼らが今後直面するであろう、増えてゆく専門職責任の重さをどれだけ十分に理解しているのか、を判断することを意図した、構造化されたインタビューの土台の一部としての役目を果たしうる。第三部に無事に合格した申請者は完全な免許を受けることになるが、上手いかなかった者は、司法試験のうちのこの部分をもう一度受験する

まで、仮免許を継続することになろう。

ウェグナーが説明したように、他の長所に加えて、「その提案はまた、ロースクール卒業時に到達している専門能力のレベルを認める二段階の免許付与システムを作り出し、さらに、弁護士のプロフェッショナルとしてのキャリアの初期の段階への重要な移行過程にあらためて焦点を当てるという、長所を有している。⁽⁵⁶⁾」

そのようなシステムはまた、一部の法域を条件付き免許という規則の採択に導いた人格・適性に関する複雑な問題に対処するうえで、司法試験委員会に必要な柔軟性を与えることも可能である。この点に関する提案は、ほとんどの場合において法曹資格付与の前に一定期間の「実務修習」と追加の実務志向的訓練を義務づけているカナダの制度に近似しているが、今日存在するアメリカの制度にあるような、実務に就いて間もない時期に得られる実務経験のより大きな柔軟性は保持している。⁽⁵⁷⁾

ロースクールは学生に対して3年間で依頼者を代理するに十分な準備をさせることはできないという現実を免許付与機関が直視するまでは、新人弁護士によるサービスの消費者は、ロースクールが何を成し遂げようとも、危険にさらされたままであろう。

2. ロースクールは学生を司法試験に向けて準備させることに十分にコミットしていない。

司法試験委員会が司法試験を改革するまで、我々は、ロースクールに対し

(56) (原注25) *Id.* at 79. (訳注) 原注24、つまり本稿の注54を指す。

(57) (原注26) *Id.*

て、既存の司法試験における学生の合格率を向上させるよう奨励する。ロースクールのカリキュラムは、司法試験でテストされる科目によってかなりの程度決定されるのであり、ロースクールは、司法試験委員会がテストするものを教えているものとされている。しかしながら、ロースクールは、学生を司法試験に合格するように準備させることに関して、特に上手くやっているというわけではない。2004年度の初回受験者の司法試験合格率は、カリフォルニア州の60%からミシシッピ州の91%までさまざまである。2004年度の平均合格率は75%であり、10年間のうちで79%を上回ったことは一度もなかった⁽⁵⁸⁾。このように、合衆国のロースクール卒業生の4人に1人は、司法試験に一発では合格しなかった。ほとんどの司法試験受験者がロースクール卒業後に営利的な司法試験準備コースに参加しているにもかかわらずである。

我々は、ロースクールに対して、現在のやり方を再検討し、学生がロースクールと司法試験の間に司法試験準備コースに代金を支払って参加する必要がある形で司法試験に一発で合格するチャンスを高めるように調整するよう、奨励する。最低限でも、ロースクールは、学生が司法試験合格のために知っておくことが期待されることを理解できるように助けるべきであるし、学生がその情報を含む専門書を探せるように助けるべきである。

ロースクールは、三年次のカリキュラムの一部として、司法試験準備科目を単位付きで提供したいと望んでよい。ABAの認証基準は、ロースクールに対して、司法試験準備科目に単位を提供することを認めているが、学生にそのような科目を履修することを義務づけることや、そのような単位がABA認証基準⁽⁵⁹⁾で設定された卒業のための最低要件に算入することを禁じている。このこ

(58) (原注27) *Revised Ten-Year Summary of Bar Passage Rates 1995-2004*, 74 THE BAR EXAMINER 33-35 (Aug. 2005).

(59) (原注28) Interpretation 302-7, AMERICAN BAR ASSOCIATION, SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, STANDARDS AND RULES OF PROCEDURE

とは、我々には非論理的に思われる。学生が司法試験において示すことを期待される知識や技能が法曹資格付与機関によって法実務に不可欠であると考えられているのならば、ロースクールは、単位取得の可能性がある最も効果的かつ効率的な方法で学生を司法試験に向けて準備させ、認証機関によって卒業のために必要とされている最低要件にそれらの単位を算入することを許されるべきであるというだけではなく、奨励されるべきである。我々はまた、ロースクールが学生にそのような科目を履修することを義務づける意図がある場合に、それを禁ずる理由を見いだせない。

我々は、ロースクールの三年次が一つの大きな司法試験準備コースになるべきだと提案しているのではない。⁽⁶⁰⁾ロースクールは、なお、学生が、法実務のためには必要であるが司法試験委員会によっては評価されない、さらなる知識、技能、価値観を発展させるよう支援することに関心を持つ必要がある。我々が言っていることのすべては、ロースクールにとって、3年間の学費を徴収する一方で、ほとんどの学生に法実務に向けた準備をさせることができず、学生の4分の1には司法試験に向けた準備をさせることもできないということは、偽善的に思われる、ということである。

FOR APPROVAL OF LAW SCHOOLS 19 (2006-2007). (訳注) 1999年時点のABA認証基準の邦訳として、柳田幸男訳『和英対訳 米国法曹協会・ロースクール認証基準』（日本弁護士連合会、2001年）がある。また、日本弁護士連合会司法改革調査室編『アメリカ法曹協会（ABA）ロースクール認定手続—法科大学院第三者評価基準のあり方を求めて』（現代人文社、2002年）には、一部ではあるが、2001年8月時点の基準の邦訳が所収されている。基準の最新版は、ABA法学教育・法曹資格付与部会のウェブサイト上で閲覧可能である。https://www.americanbar.org/groups/legal_education/resources/standards/（2020年4月2日閲覧）を参照。現在は、司法試験準備科目に関する制限的解釈は記載されていない。

- (60) (原注29) このことは、以前に論じたように、もし司法試験担当者が、弁護士が実務を始める前に本当に必要な実体法的知識に量について、より現実的であるならば、リスクではないであろう。

3. ロースクールは、学生を実務に向けて準備させることに十分にコミットしていない。

ロースクールの基本的義務の一つが学生を法実務に向けて準備させることであるということは、今日、一般的に同意されている。「法律プロフェッションへの参入のための準備に関して事実上独占を維持している正式な法学教育であるため、ロースクールは法実務に必要な技能と知識の主な源であること、あるいはそうあるべきだ⁽⁶¹⁾ということは、当然と思われる。」

学生を実務に向けて準備させるロースクールの責任は、1992年のマクレイト・レポート⁽⁶²⁾がこれを明らかにするよう促してから1996年までは、認証基準において明示されていなかった。認証基準301条a項は、認証ロースクールに、「その学生を法曹資格付与および法律プロフェッションに効果的に責任を持つて参加することに向けて準備させる教育プログラムを維持する」ということを義務づけている⁽⁶³⁾。残念ながら、この命令が意味するものは、認証基準において完全には展開されていないのである。

(61) (原注30) F. ZEMANS & V. ROSENBLUM, THE MAKING OF A PUBLIC PROFESSION 123 (1984).

(62) (原注31) AMERICAN BAR ASSOCIATION, SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, LEGAL EDUCATION AND PROFESSIONAL DEVELOPMENT - AN EDUCATIONAL CONTINUUM, REPORT OF THE TASK FORCE ON LAW SCHOOLS AND THE PROFESSION: NARROWING THE GAP (1992) [hereinafter MACCRATE REPORT] (訳注) 本書の邦訳として、アメリカ法曹協会著／日本弁護士連合会編／宮澤節生・大坂恵里訳『法学教育改革とプロフェッション—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート』(三省堂、2003年)がある。当報告書を作成した特別委員会の委員長であったロバート・マクレイト (Robert MacCrate) 弁護士の名から、こう呼ばれている。

(63) (原注32) Standard 301(a), ABA STANDARDS, *supra* note 59, at 17. (訳注) 現在の基準では「効果的、倫理的、かつ責任をもって参加するために」と規定されている。

ロースクールは数々の重要な機能を果たしているが、我々は、本書においては一つのこと——新人弁護士を実務に向けて準備させること——だけに関心を持っている。我々の見解では、法律プロフェッションの一員となる以外の目的でロースクールに行く学生に対して、ロースクールは、それがしたいと思うことを何でもすることができる。しかしながら、ロースクールは、そのような学生の存在を、どの学生にも法実務に向けた準備をさせないことの口実として利用すべきではないのである。

法学教育を受けた人々は様々な社会的役割を果たすかもしれないが、ロースクールの主たる使命は、学生を法実務に向けて準備させることである。たとえ、その副次的利益が、法学教員、裁判官、政治家、コミュニティのまとめ役、あるいは企業の重役としてのキャリアに進もうとする者たちのためであろうとも⁽⁶⁴⁾。

認証基準からのより明確な指導も、現状を変えるための内外からの大きな動機付けもなかったために、ロースクールは、法律プロフェッションに効果的に責任感を持って参加することに向けて学生を準備させるというABAの命令の意味を考慮しようとしてこなかった。そうは言うものの、ますます多くの法学教育者が、法学教育の目標と方法を再評価するという差し迫った必要性を理解し始めており、一部のロースクールは、学生の実務に向けた準備を向上させるための措置をとっている。これは、我々が継続し加速させることを期待している傾向である。

カーネギー財団の法学教育に関する研究は、「実務のための教育が法学界の注目的になりつつあるという兆候、前向きな動きと奨励されるべき傾向⁽⁶⁵⁾」を

(64) (原注33) Mark Neal Aaronson, *Thinking Like a Fox: Four Overlapping Domains of Good Lawyering*, 9 CLINICAL L. REV. 1, 42 (2002).

(65) (原注34) SULLIVAN ET AL., *supra* note 29, at 96.

見いだした。

実務への移行に向けて学生を準備させることを標準的な法学カリキュラムの一部とすることで、学生の教育に広がりとバランスをさらに提供することにより、ロースクールは、法律プロフェッション全体をよりよくサポートすることができそうである。実務に向けた準備を志向する教育経験は、学生に対して、形式的な法的分析技能と、プロフェッショナルの仕事の多くで必要とされるより流動的な専門的能力との間の、切望されてきた架橋を提供することができる。さらに、我々は、実務志向科目が、プロフェッショナルとしての生活の道徳的側面に関わるための重要な動機を提供できると考えている。これは、現行カリキュラムにおいて地位や重要性を⁽⁶⁶⁾めったに認められていない動機である。

実務に向けた学生の準備は、機械的なローヤリング課題をやり遂げるよう学生を訓練するだけのことに留まらない。アラン・ワトソン（Alan Watson）は、ロースクールの唯一の、あるいはほぼ唯一の目的は、法実務に向けた訓練を提供することであるべきだ、という彼の学生の提案についてよく考えたうえで、以下のとおり書いている。

法には、いや法実務にさえ、それよりももっと多くのことがある。法の社会的機能、法の発展に影響を及ぼす要因、変化のパターン、法と宗教のような他の形式の社会統制との相互作用、そしてもちろん、法と道徳との関係のような問題である。ロースクールの学生は、社会における役割をもっとしっかり自覚するために訓練されるべきである。ロースクールという空間とそこでの時間こそが、法にはより大きな重要性があることを示すためのものであることは、明白である。法学教師は、哲学的弁護士の一

(66) (原注35) *Id.*

ズにも、配管工的弁護士のニーズにも応じるべきである。両タイプの弁護士が健全な社会のために必要なのである。⁽⁶⁷⁾

我々は、法学教育の価値が広範囲にわたることに関するワトソンのコメントに同意する。我々はまた、「私と知り合いの法学教師のほとんどは、ロースクールが『職業学校』(trade school)であるということを否定する。しかし、ある程度、ロースクールは職業学校であり、また、そうでなければならぬのである。それを拒否することの結果は、ロースクールは質の悪い職業学校だということである…」⁽⁶⁸⁾という彼の主張にも同意する。我々は、ロースクールが、その言葉の最も良い意味においてより良い職業学校になるよう、このベスト・プラクティスに関する声明が役立つことを望んでいるのである。

4. ロースクール学生を実務に向けてよりよく準備させることは可能である。

学生を3年間で実務に向けて十分に準備させることをロースクールに期待することは非現実的であるとしても、ロースクールは、その学生のプロフェッショナルとしての最初の仕事に向けた準備を大幅に改善することができる。

我々の法学教育制度は、やりがいのある目標には一部到達している。一部の学生は、彼らを待ち受けている仕事に向けた準備ができています。とりわけ、上級審裁判所の裁判官によって、あるいは彼らの教育や訓練を完了するための資源と忍耐を有する大ローファーム、政府機関、企業によって雇用されるトップの学生はそうである。しかし、これらの雇用者でさえ、新規採用者に一か八かの仕事をますます強いるようになってきているのである。

(67) (原注36) Alan Watson, *Legal Education Reform: Modest Suggestions*, 51 J. LEGAL EDUC. 91, 93 (2001) (ケースブックを、イギリス式の法学教科書とアメリカ式のケースブックを融合したような書物で置き換えること、その他の改革を提案している)。

(68) (原注37) *Id.* at 96.

不幸な現実、学生全員に対して彼らを待ち受けている実務環境に入る準備をさせるための最善の努力をすることに、ロースクールがまったくコミットしていないということである。この懸念は最近のことではない。

ロースクールは、学位を授与するすべての卒業生に対する責任を引き受けなければならない。半世紀前のカール・ルウェリン (Karl Llewellyn) の評価は、一般的に今でも当てはまる。

どのロースクールにおいても、今のところ、いかなる重要さにおいてもなされていないことというのは、…すべての学生のために、利用可能な時間内で、適度にバランスがとれていて、適度に頼りになる、一連の訓練を用意しようとするものである。つまり、社会的責任という問題が持ち上がるため、ロースクールの法律学の学位が信頼しうるお墨付きになるように不断に努力するということである。

ルウェリンは、死の少し前に、「リベラル・アートを実践することを提案する」者は誰でも、「技術的に有能でなければならない」のであり、「お墨付きのロースクール卒業生各々が有すべき、こうした最低限の適格性は、合衆国のロースクールにおいては、今のところ現れていない」と結論づけた。⁽⁶⁹⁾

実務に向けたロースクール学生の準備を改善するために、ロースクールはそ

(69) (原注38) Byron D. Cooper, *The Integration of Theory, Doctrine, and Practice in Legal Education*, in ERASING LINES: INTEGRATING THE LAW SCHOOL CURRICULUM 51, 62-63 (Pamela Lysaght et al. eds., 2002) [hereinafter ERASING LINES] (citations and emphases omitted). (訳注) Carl Nickerson Llewellyn (1893-1962)。アメリカの法学者。イェール、コロンビア、シカゴなどのロースクール教授を歴任した。法現実主義 (legal realism) の代表的法学者の一人で、法準則懐疑主義者 (rule skeptic) として知られる。

の教育目標を拡げるべきであり、その卒業生の適格性とプロフェッショナリズムを向上すべきであるし、学生の幸福 (well-being) に関心を向けるべきである。

a. ロースクールはその教育目標を拡大すべきである。

ロースクールはその教育目標を拡大する必要がある。1950年に、アーサー・ヴァンダビルト (Arthur Vanderbilt) は、「我々が取るべき基本方針は、あらゆる教育は突き詰めると自学であるということであり…ロースクールにおいて我々が取り組もうとすることは、ただ二つのことだけである。学生に、法的推論技術と、主な法原則をいくつか与えることである。」と書いた⁽⁷⁰⁾。これはロースクールが今日実際に成し遂げていることを今なおほぼ正確に表現している、と言う者もいるであろうし、学者の中にはおそらく、これらの目標のみを追求することに満足する者もいるであろう。しかしながら、これらの目標は、今日の世界において、ロースクール学生と法律プロフェッションのニーズを満たすには、あまりにも限定的である。

歴史的には、ロースクールは、前世紀の終わりに発展した法の世界の概念から自分の方向性を見いだしてきた。これは、物権法、契約法、不法行為法、その他の法「分野」の間に引かれた境界線を伴った法原理からなる世界だったのである。ロースクールはそれ以来、学生に、こうした風景の地図を与えてきた。

しかし、法実務において遭遇する風景は異なる。それは、判例や法理ではなく、依頼者と彼らの問題によって占められている。法分野間の境界線はぼやけているか、まったくなくなっているのである。当然のことながら、

(70) (原注39) SUSAN K. BOYD, THE A.B.A.'s FIRST SECTION: ASSURING A QUALIFIED BAR 59 (1993).

新人弁護士たちは、この世界で方向感覚を失い、無防備の状態であると報告する。新しい地図を作るよう、そして大抵は経験豊かなガイドの助けなしにそうするよう任されるため、自分の受けた法学教育によって騙されたと感じる者もいるのである。⁽⁷¹⁾

法学教育の核となる目標は、他のあらゆる形態の専門職教育と同様であるべきであり、それは、カーネギー財団の法学教育に関する報告書の著者らによれば、「新米の実務家にプロフェッショナルのように考え、仕事をし、そして自己を律する（つまり、道徳的かつ倫理的に行動することである）よう教えること」である。⁽⁷²⁾カーネギー財団報告書の著者たちは、知識、技能および態度という目標に向けて、プロフェッショナルを準備させる教育は6つの課題に関わるという所見を述べた。

1. 学生の基本的な知識と技能、とりわけ学問的な基礎知識とリサーチ能力を発達させること。
2. 学生に、複雑な実務に従事する能力を提供すること。
3. 学生が不確実な状況の下で判断を下すことを学ぶことができるようにすること。
4. 学生に、経験からの学び方を教えること。
5. 学生に、責任感のある効果的なプロフェッショナル・コミュニティを創造し、それに参加することに関する規律を伝えること。
6. 学生に、公益活動に参加する能力と意欲を持たせること。

カーネギー財団の報告書は、これらの目標すべてに取り組むことがロースクールにとって重要であると結論づけた。「本質において、専門職教育のこれ

(71) 〈原注40〉 John O. Mudd, *Beyond Rationalization: Performance-Referenced Legal Education*, 35 J. LEGAL EDUC. 189, 197 (1986).

(72) 〈原注41〉 SULLIVAN ET AL., *supra* note 29, at 2.

らの課題は、プロフェッショナルの仕事においては当たり前のこと、つまり、個々の特徴が不可欠であるような一つの規範的モデルを示しているので、我々は、プロフェッションに向けた準備がより効果的になるためには、教育プログラムはより意識的にこれらの目標すべてに実際に取り組まなければならないと信ずるのである。⁽⁷³⁾」

カーネギー財団の報告書の著者らは、ロースクールが実際の社会的文脈からの体系的な抽象化だけにほぼ完全に焦点を当てることは、法学教育の二つの大きな限界を示唆する、と断定した。

第一の限界は、実際の法実務の複雑さの中での法的思考の使い方を学生に教えることに対して、ほとんどのロースクールが無関心であるということである。他の専門職教育、もっとも顕著にはメディカル・スクールとは異なって、法学教育は、通常、プロフェッショナルの実務を直接的に訓練することに対してほとんど注意を払わない。その結果、見習い実務家というよりも学生のように考える癖を、長引かせて強めることになる。法曹とは、実務の問題に関与する弁護士というよりも、競争する学者であるかのような印象を伝えながら。

. . . .

第二の限界は、ロースクールが、法的分析の技能へ焦点を当てることを、プロフェッションの倫理的、社会的側面を発展させるための効果的な支援で補っていないということである。学生には、法律プロフェッショナルの⁽⁷⁴⁾責任について、学び、熟考し、実践するための機会が必要である。

トニー・アムスタダム (Tony Amsterdam) は、ロースクール・カリキュラ

(73) (原注42) *Id.* at 3.

(74) (原注43) *Id.* at 240.

ムの狭さについて以下の所見を述べた。

法学教育は、学生に法実務のやり方を教えていないため、狭すぎるとよく批判されている——それは、法曹の仕事を適格に行うために必要な実用的技能を、学生が身に付けられるようにしていないのである。しかし、私は、この批判が、ある程度に過ぎないとはいえ、より深刻でより重要な問題を隠していると考える。それは、ウォリス（Wallace）裁判官が、我々はロースクール学生が問題解決者になるように訓練しているべきだと述べたときにほのめかしていたと、私が考える問題である。法学教育は、弁護士役割の内部とそれ自体について考える方法——つまり、批判的な分析、計画策定および意思決定の方法——を学生が身に付けられるようにしていないという理由で、狭すぎるのである。それらの方法は、それ自体が実務技能であるというよりも、実務技能や他の多くのことの概念的基礎なのである。ちょうど判例解釈や理論分析が、実務技能や他の多くのことの基礎であるように⁽⁷⁵⁾。

キャリー・メンケル-メドウ（Carrie Menkel-Meadow）は、法知識、調査および文書作成技能、伝統的な分析技能に加えて、ロースクール卒業生が法実務において必要になる能力のいくつかについて記述した。

次世紀の弁護士は、問題を診断し分析すること、人々に話しかけ話を聞

(75) (原注44) ANTHONY G. AMSTERDAM, *Clinical Education – Modes of Thinking, in A DIALOGUE ABOUT LEGAL EDUCATION AS IT APPROACHES THE 21ST CENTURY* 12 (1987). アムスタダムは、さらに進んで、ロースクールで教えられている3種類の分析的思考——判決の読解と解釈、法理論の分析と適用、そして論理的な概念構成と批判——と、「おそらく15あるいは20の教えられてない事柄のうちの3つ」——目的・手段思考、情報獲得における仮設の形成と検証、そして、選択肢が、異なりかつしばしば不確実なリスクと、異なる種類の見込みとを含む状況における、意思決定、とについて記述している。

くこと、会話を促すこと、効果的に交渉すること、紛争を解決すること、複雑な資料を理解して提示すること、変わり続ける技術を利用すること、計画すること、人の意思決定の要素と結果を経済面と感情面の両方で評価すること、そして創造的であること——適切である場合には絶対確実な方法を用いるが、新しい、既存のカテゴリーを打ち砕くアイデアや解決方法を⁽⁷⁶⁾恐れないこと——をできることが、必要であろう。

これらの技能と能力のうちほとんどのものは、法実務で成功するためには明らかに重大であるにもかかわらず、伝統的なロースクールのカリキュラムにおいては多くの注意を払われていない。

ロースクールは、一年次カリキュラムの教育目標を拡大することから始めるべきである。伝統的な一年次カリキュラムには長所もあるが欠点もある。ジュディス・ウェグナーは、学生が一年次に学ぶことと、学ぶうるのに通常は学んでないことについて、以下の説明を行った。

知的作業：「法律家のように考えること」は、大抵名付けられることもないし明確に述べられることもない、多くの洗練された知的作業を含んでいるが、その作業は、学問への準備が早いうちにしっかりとできている学生にはしばしばなじみのあるものであるが、より非伝統的な経歴を有する者にはあまり知られていない高次の思考に関連した、広く認識されている認知的作業に対応している。

法的リテラシー：学生は、語彙、綿密な読解、文章の解釈を重視することで、法的リテラシーを発達させるように訓練される。それらのすべて

(76) (原注45) Carrie Menkel-Meadow, *Taking Problem-Solving Pedagogy Seriously: A Response to the Attorney General*, 49 J. LEGAL EDUC. 14, 14 (1999).

は、その分野に関する学生の知識と理解を発達させる能力に寄与するものである。教員は、とくに学生が自身の知識と理解度をテストすることに関して、「考えることについて考える」重要な方法のモデルを示すことが多いのであるが、学生に対して、自分が行っていることについて明確に合図を送ることや、そのような技能の重要性について詳しく述べたりすることは、ほとんどないのである。

法的分析： 学生は、構造化された分析方式を教えられる。その方式は、一つの法理の文脈の中で個々の判決または判決の流れに焦点を当てるものであり、また、関連性のある事実、法理に関する判示、論証の流れ、裁判所による推論、そして先例として判決を利用することに関する、一定の問題を重視するものである。

適用： 学生は、単純な仮設的事実パターン、現在の出来事の検討、時にはロールプレイに取り組む経験を通じて、法理の抽象的原則を適用することを学ぶのであるが、長期にわたるもっと複雑な問題に法を適用することによって彼らの思考を伸ばすための目に見える努力は、ほとんどないのである。

総合： 複雑なパターンを観察し、知識が集まった「塊」を作り上げる能力は相当に重要であるが、学生は、通常、個々の判決を比較したり彼らの教師によって提供されるモデルを観察したりするプロセスを通じる以外には、複雑な考えを総合することに関して、正式な教育や訓練を受けることはないのである。

評価： 学生は、法理論の展開に関するロジックと一貫性、そしてその展開が特定の科目の中で展開される概念的テーマにどう関係するかについて検討するという、限定的な評価形態に従事するよう教えられるが、公平

さや正義といった考慮事由を重視しながら法を外部から批判するように要求されることはほとんどない。このことは、これらのトピックには関心や重要性がほとんど与えられていないのだという印象を残すし、学生自身にそのような事柄を評価する能力を発展させる機会をほとんど与えないのである。

黙示のメッセージ： 学生は、教室での役割や用いられる対話形式を含めて、使われる教育方法次第で、学習過程、法と外界との関係、プロフェッショナル同士の交流の協調的または競争的性質に関して、微妙に異なる合図を受け取るのである。

文脈における学習： 問題やプロフェッショナルとしての環境に関連した文脈に位置づけられた教育を受ける学生は、より多くのことが彼らに期待されているのだと考えるように思われるし、関連する知的作業を扱う際に、目的についてより真剣となり、より深く従事するように思われる。

顕著なギャップ： プロフェッションとパースペクティブ。学生は、通常、法曹の役割と責任、判例と制定法や法理論の諸分野との相互関係、法が作用するもっと広範な知的および社会的文脈などに関する体系的基礎付けをほとんど受けることがない。その結果、これらの事柄の価値が低く評価されたり、それらに関する間違っただ印象が形成されたりするということが起こりうる。⁽⁷⁷⁾

一年次のカリキュラムは、学生に対して、法律プロフェッションとそこにおける自身の役割に関する歪められた不正確なビジョンを与えている。ウェグ

(77) (原注46) Judith Wegner, Theory, Practice, and the Course of Study - The Problem of the Elephant 51 (Draft 2003) (unpublished manuscript on file with Roy Stuckey) [hereinafter Wegner, Theory and Practice].

ナーは、我々が一年次のカリキュラムにおいて、役割を引き受けることとプロフェッションの規範という問題に対して多くの注意を払うことを怠っていることの悪影響について、以下の所見を述べた。

学生は、注意深く構造化された問題と推論、法の世界とその言語が、自分の弁護士としての将来の人生にとってどれほど重要であるのか、非常に早いうちから疑問に感じる。彼らが「法律家のように」「考えて」知的に機能せよという指示に直面する時、彼らは、少なくとも二つの関連するタイプの不確実な事柄に直面しなければならない。すなわち、彼らの普通の自己概念から区別されたものとしての「法律家」の役割を引き受けるということは何を意味するのか、そして、その役割にはどのような責任と価値観が関連するのか、ということである。「法律家のように考える」という概念は、それが直面する他の不確実な事柄を処理することとは対照的に、これらの問題にまったく言及しないのである。それどころか、役割の引受けとプロフェッショナルの規範に関する極めて複雑な問題を常に表面的に処理する結果として、不確実さは弱められる。プロフェッショナルの役割と価値観を、それらに付随する難問の深さを探るよりも所与のものとして考えることによって、教員は、自分が実務法曹界と関わることが少なかったり、様々な価値主張を上手くまとめることに困難を覚えたりするため、取り上げることにしばしば不安を感じるような、厄介な不確実な事柄を避けるのである。その結果として、学生に内在する不確実な事柄は棚上げにされ、個人としてのコミットと専門職責任との避けがたい対立は、問題のある不健全な方法で後回しにされるのである。⁽⁷⁸⁾

ウェグナーは、さらに次のことを指摘した。「一年次のケースブック上で弁

(78) (原注47) Judith Wegner, “Law is Gray:” “Thinking Like a Lawyer” in the Face of Uncertainty 25-26 (Draft 2003) (unpublished manuscript on file with Roy Stuckey) [hereinafter Wegner, Thinking Like a Lawyer].

護士と裁判官の仕事に表面的に触れることが、学生に対して、プロフェッショナルに対する期待と規範を自分の中に取り込ませる一方で、将来のプロフェッショナルとしての役割に関するより根深い不確実性を当分の間棚上げにさせる」という指摘と、それを向けることが許容される評価の形態を狭めることは、「社会批判の正当な形態を貶めることにより、やがて学生個人の価値観を徐々に視界から消してしまうかもしれないという懸念」をもたらす、という指摘である⁽⁷⁹⁾。

「これは、ロースクール学生の心と頭脳をめぐる互角な闘いでは決してない。一年次の経験全体が、それに対抗するものに向けた意識的かつ体系的な努力なくしては、ルウェリンが表現したように、学生の人間性を培うことから離れて、学生を『法律機械』に作り直す方向へと、秤を傾けてしまうのである。」⁽⁸⁰⁾

ウェグナーは、一部の一年次科目の教員が、「テーマの統一性を与えるため、他の文化からの比較的洞察を与えるため、新しい理論的批判を加えるため、あるいは彼らの学問的側面を教育に組み込むために」、法に関するより幅広い知的概念を一年次科目に組み入れようと努力している、と指摘する⁽⁸¹⁾。しかしながら、彼女は、1年次科目において、「ある主題から次の主題へと、考えや法理論を結び付ける努力」が欠けていることを、嘆いたのである⁽⁸²⁾。

一つの科目の中でさえ、判例法、制定法、規則 (regulations)、準則 (rules) などの間の関係に取り組むことは、学生にとって難しいことように思わ

(79) (原注48) *Id.* at 38.

(80) (原注49) SULLIVAN ET AL., *supra* note 29, at 91.

(81) (原注50) Judith Wegner, Thinking Like a Lawyer: the Lessons of Experience 48 (Draft 2003) (unpublished manuscript on file with Roy Stuckey) [hereinafter Wegner, Experience].

(82) (原注51) *Id.*

れる。当該法分野の一貫した感覚を学生に伝えるために教員たちが協力し合ったり、教員間でそのような物の見方を共有したりするという印象は、ほとんどなかった。1年次に共通して扱われる主題が、…当該分野に対する全体的な捉え方に対して、独自の方法と相補的な方法で貢献するように見えるということが、確実に考えられるにもかかわらずである⁽⁸³⁾。

ウェグナーはまた、「驚くべきことに、その関連性を考えると、法理学が意味のある形で導入されることがほとんどない」ということを発見した⁽⁸⁴⁾。

ほとんどのロースクールにおける二年次と三年次の教育プログラムは、互いに無関係の法理論科目群にすぎない。そうした教育プログラムとそれらプログラムの科目のほとんどの教育目標は不明確であるし、法実務に必要とされる知識、技能、価値観を徐々に身に付けるよう学生を支援するための努力は、まったくなされていない。

一年次が終わった後、教員の中には、「より高レベルの認知的機能、あるいは他の形態の学習や知識獲得に向けて、何らかの追加的な知的拡張」を組み込むことよりも、基本的な分析技能の発達を重視し続ける者もいる。「学習あるいは知識獲得の性質におけるそのような前進なしでは、導入的な『考え方』をマスターした学生は退屈しがちになり、なおも悪戦苦闘している学生は、諦めてしまいがちであり、授業に参加するという期待を捨ててしまいがちになる。」⁽⁸⁵⁾ 全般的にみて、上級年次における教育の焦点は、中身に向かうのである。

ロースクールの一年次は、(コモンロー上の題材を背景に、より高いレベルの認知能力を発達させるという目標を伴った) 特定の形態の法的推論

(83) (原注52) *Id.*

(84) (原注53) *Id.*

(85) (原注54) Wegner, *Theory and Practice*, *supra* note 77, at 7.

を最も重視するが、上級年次は、この優先度を覆して、知識の中身を強調し、知識獲得や推論の形態は二番手に置かれるのである。⁽⁸⁶⁾

我々は、学生のニーズをより十分に満たすために、そして、学生がより効果的で責任感のある法律家になることを可能にする知識、技能および価値観について教育するために、ロースクールに対してその教育目的を拡大するよう奨励する。具体的な提案は後で論じられる。

b. ロースクールはその卒業生の適格性とプロフェッショナリズムを向上すべきである。

ロースクールは、司法へのアクセスを提供し、十分に有能であり、かつプロフェッショナルな態様で実務を行う卒業生を十分に生み出していない。

(1) 司法へのアクセスは不足している。

法律プロフェッションは、一つには法学教育の欠点のため、司法へのアクセスを提供するという義務を果たすことができていない。

ほとんどの推定によると、低所得者の民事法関係のニーズの約5分の4、中間所得者のそうしたニーズの5分の2から3が満たされないままである。法律扶助を受ける資格を有するほど十分に貧しい人々は人口の7分の1であるが、その人々を扶助しているのは、国の法的支出の1パーセントに満たず、弁護士の1パーセントに満たない。我々の国家は法の支配へのコミットメントを誇っているが、市民の大部分にとっては手の届かない値段をそ

(86) (原注55) *Id.* at 5.

れにつけているのである。⁽⁸⁷⁾

国の最大規模のローファームの多くは——大抵は処理できる以上の仕事で溢れかえっており、弁護士の高騰する給与を支払うために、彼らに報酬請求時間を増やすよう強要している——は、プロボノの仕事を急速に削減したため、費用を支払うことのできない人々を代理することに関するプロフェッションのガイドライン⁽⁸⁸⁾を大幅に下回っている。全米高額所得法律事務所上位100カ所に所属する約5万人の弁護士は、1999年に、プロボノ事件に対して平均して日にわずか8分… [または] 年に約36時間しか費やしておらず…1992年の56時間から大幅に下がったのである⁽⁸⁹⁾。

「利用可能な最善の調査は、アメリカの弁護士が、プロボノによる法的支援のために、平均して週に30分も、また日に50セントも、費やしていないことを発見した。…そして、プロボノ・サービスに年間で50時間をあてるという弁護士行動準則模範規程（Model Rules of Professional Conduct⁽⁹⁰⁾）の基準を満たしているのは、全米で財政的に成功している上位

(87) 〈原注56〉 Deborah Rhode, *Access to Justice: Connecting Practices to Principles*, 17 GEO. J. OF LEGAL ETHICS 369, 371 (2004).

(88) (訳注) 藤倉皓一郎監修／日本弁護士連合会訳『【完全対訳】ABA 法律家職務模範規則』（第一法規、2006年）規則6.1を参照。すぐ後に続く本文に書かれているように、年間少なくとも50時間をプロボノ活動に割くよう努力することが求められている。

(89) (原注57) Greg Winter, *Legal Firms Cutting Back on Free Services to Poor*, N.Y. TIMES, Aug. 17, 2000, at A1.

(90) (訳注) AMERICAN BAR ASSOCIATION CENTER FOR PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, ABA MODEL RULES OF PROFESSIONAL CONDUCT. 2004年版の翻訳として、前注88の『【完全対訳】ABA 法律家職務模範規則』がある。規則の最新版は、ABAのウェブサイト上で閲覧可能である。https://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/publications/model_rules_of_professional_conduct/ (2020年4月2日閲覧)。

100のローファームのうちの18だけである。これらのローファームに所属する約5万人の弁護士は、プロボノ活動に、平均して日に10分も費やしていなかったのである。⁽⁹¹⁾「そして、17のローファームは、自身のプロボノへのコミットについて大変恥ずかしく感じたために、プロボノに関する統計データをアメリカン・ローヤー誌 (*The American Lawyer*) に提供することを拒否したのだった。所得や売り上げに関する数値は誇らしげに提供したにもかかわらず。⁽⁹²⁾」

我々の制度が、貧困者に適切な法務サービスを提供することに失敗しているということは、もちろん、新しいことではないが、それは、我々の社会が解決すべき重要な問題のままであり続けているのである。司法へのアクセスのための費用を負担できない者に提供することの重要性は、1917年にウィリアム・ロウ (William Rowe) によって、おそらく最も上手く説明されていた。

我々の制度は極めて法律主義的 (legalistic) である。正義についての個人の諸自由に関する我々の制度に基づいて、すべての市民は、個人の法的権利を確認し保護することによって、言い換えると、法の下での正義を追求することによって、自らの自由を向上させるために、法に触れることを常に強いられるのである。このプロセスにおいて、弁護士は、絶対的に不可欠な要素であるが、我々の大部分にとっては、そのプロセスのための費用は、とりわけ現代生活の複雑な状況下にあっては、法外に高い。それゆえに、大部分の人々の自由と権利は、いまやシステムの重みの下で押しつ

(91) (原注58) DEBORAH RHODE, PRO BONO IN PRINCIPLE AND IN PRACTICE 20 (2005) (citations omitted). See also, Lawrence J. Fox, *Should We Mandate Doing Well by Doing Good?*, 33 FORDHAM URB. L.J. 249, 250 (2005) (reporting similar data). (訳注) 前者の翻訳として、デボラ・ローディ (石田京子訳) 『プロボノ活動の原則と実務—公共奉仕と専門職—』(成文堂、2018年) がある。

(92) (原注59) Fox, *supra* note 91, at 250.

ぶされ、失われているという、もっともな不満があるのである。改善策は単純である。公衆は、必要な場合には、政府によるこれらの負担を負わなければならない。一般大衆と政府は、法律扶助協会の仕事を、慈善や社会奉仕活動としてではなく、必要なのに長い間無視されてきた政府の機能として引き受け、組織化しなければならない。費用の負担ができない者には、法的助言と司法は無料でなければならない。そうでなければ、我々が誇る自由、我々の制度全体は、本当にまがい物となるのである。⁽⁹³⁾

ロースクールは、中流階級のニーズを満たす弁護士を生み出すことさえしていない。「大学は、中流階級と労働者階級への法務サービスを提供する弁護士を訓練することに失敗してきた。それらの階級は、もちろん、アメリカ社会の圧倒的多数を構成しているのである。」⁽⁹⁴⁾

手ごろな法務サービスを中流階級に提供することは、法律プロフェッションが対応できていない課題である。不動産賃貸借に関する法、子の監護権に関する紛争、遺言による処分のような、個人の生活において日々重要なトピックへの助言には、何百万もの労働者階級のアメリカ人には手の届かない値段が付けられている。法の下での平等な正義は理想であるが、その追求はますます空しいものになっている。富める個人と大組織は、必要とする法務サービスを購入するための財政的手段を有しているが、中流階級と小規模事業主は、脱出がほぼ不可能な法の迷宮の中で苦闘するま⁽⁹⁵⁾まになっているのである。

(93) (原注60) Rowe, *supra* note 24, at 592.

(94) (原注61) John B. Attanasio, *Out-of-the-Box Dialogs: Foreword*, 52 J. LEGAL EDUC. 473, 475 (2002).

(95) (原注62) Mary C. Daly, *The Structure of Legal Education and the Legal Profession, Multidisciplinary Practice, Competition, and Globalization*, 52 J. LEGAL EDUC. 480, 484 (2002).

ロースクールは、司法へのアクセスを提供することの重要性について学生に教えることに、そして、学生に司法へのアクセスを提供することへのコミットを植え付けることに、より多くの関心を払うべきである。

(2) 卒業生は十分な能力を有していない。

ほとんどのロースクール卒業生は、依頼者への法務サービスを提供することに関して、そして大規模法律事務所で彼らに期待される仕事を行うことに関してさえ、十分な能力を有していない。ロースクール卒業生を待ち受けている職場のニーズと期待は、伝統的なロースクール・カリキュラムが作成されてから、そしてアメリカの企業界の法務ニーズに応える大規模法律事務所においてさえも、変化してきた。1990年代初期にアメリカ法曹財団（American Bar Foundation）によって実施された研究は、以下の結論に達した。

今日の〔採用担当〕パートナーは、1970年代中期と比べると、法の内容についてあまり知らなくても、対人的な技能をよりよく身に付けていることを期待している。1970年代の法律事務所には、利口で知識はあるが、コミュニケーション技能や依頼者に対する技能はなお未熟なロースクール卒業生を雇い、図書室に置いて、成長するまで放っておく余裕があったように思われる。今日では、依頼者に対する技能やコミュニケーション技能の欠如に関してそれほど寛容ではない。ますます専門化している世界では、実体法や手続法の専門知識を発達させるのを待つほうが、おそらくより我慢できることであろう。

潜在的依頼者は、免許のある弁護士を、その弁護士は法実務を行うことにつ

(96) (原注63) Bryant G. Garth & Joanne Martin, *Law Schools and the Construction of Competence* 27 (Am. B. Found., Working Paper No. 9212, 1992).

いて少なくとも最低限の能力を示してきたという確信をもって、雇うことができるべきである。医師の患者は、自分の医師が、監督なしに医療処置を行う前に、十分に資格のある指導者の監督の下で何度も医療処置を行ってきたということを、当然期待している。弁護士依頼者も同様の期待を持つはずだが、今日、そうすることができないのである。

今日の法学教育は、事実上、諸準則からなる法としてとらえられた、法の支配というイデオロギーを教え込むものとなっている。おそらく、それは、50年前ならば差し支えないことであった。アンソニー・クロンマン (Anthony Kronman) がなぜかロマンチックに感じている当時⁽⁹⁷⁾は、おそらく、学生が何を教えられるかは問題にならなかった時代だったのである。今日の一部の学生と同じく、当時の学生は、それが規範であるかどうかは無視して、法理論をきれいにまとめたアウトラインを暗記して、司法試験に合格することができた。彼らは、合格後に、自分に法実務を教えてくれる人を見つけていたのである。しかし、クロンマンが認識しているように、今日では、新人アソシエイトが法実務のやり方を根気よく教えられていた世界は、かりにそうした世界がプロフェッションの底辺にいる新人アソシエイトたちのために存在したことがかつてあったとしても、いまでは遠い過去のものである。今日の世界は、最大規模のローファームにおいてさえ、指導はせいぜい行き当たりばったりのものであり、アソシエイトは数で雇われ、ゲティスバーグやパセンデール⁽⁹⁸⁾のライフル銃兵の一人を連想すべ

-
- (97) (訳注) イェール・ロースクールの教授であるクロンマンは、その著書 *LOST LAWYER: FAILING IDEALS OF THE LEGAL PROFESSION* (1993) において、かつて存在した弁護士ステーツマン (lawyer-statesman) という理念が衰退したことを嘆いて、技術的能力よりも適切な判断力を重視し、法に対して公共的精神から献身的に取り組むことを奨励する必要性を主張した。
- (98) (訳注) Gettysburg は1863年にアメリカ南北戦争の激戦が行われたペンシルヴァニア州の地名で、Passendale は1917年に第一次世界大戦の激戦が行われたベルギーの地名。

き方法で働かされる、といったものである。もっとお粗末な実務環境においては、状況はさらに悪い。指導ということが、そもそも可能ならば、であるが⁽⁹⁹⁾。

我々は、ロースクールが、卒業生が就く可能性が高い仕事に向けて、そして新人弁護士として遭遇する可能性が高い状況に向けて、彼らを準備させるためにより多くのことをするよう、促すものである。

(3) プロフェッショナルとして身を処していない卒業生が多すぎる。

公衆は、弁護士への信頼と彼らへの敬意の多くを失ってきた。「公衆の意見に関する調査は相次いで、弁護士が、公衆の尊敬度において、徐々に、政治家やジャーナリストよりも低くなってきており、自動車セールスマンや広告会社の重役のレベルにまで近づいていることを示している。」⁽¹⁰⁰⁾「世論調査は、弁護士が公衆から悪く見られており、弁護士の大衆イメージが過去10年ほどの間に悪くなってきたということを示している。弁護士は『アメリカ国民の一般生活におけるあらゆる愚かさや恥ずべき事柄の象徴となった』と言われてきたのである。」⁽¹⁰¹⁾

1984年に、ABAは、合衆国最高裁判所首席裁判官ウォレン・E・バーガー(Warren E. Burger)の提案で、弁護士のプロフェッショナリズムを調査するためにプロフェッショナリズム委員会(Commission on Professionalism)を設

(99) (原注64) John Henry Schlegal, *Walt Was Right*, 51 J. LEGAL EDUC. 599, 608 (2001) (citation omitted).

(100) (原注65) W. William Hodes, *Truthfulness and Honesty Among American Lawyers: Perception, Reality, and the Professional Reform Initiative*, 53 SC L. REV. 527, 528 (Spring 2002) (citing multiple sources).

(101) (原注66) SUSAN SWAIN DAICOFF, *LAWYER KNOW THYSELF* 5 (2004) (citations omitted).

置した。彼は、弁護士界が「プロフェッショナリズムに関する諸原則から遠ざかっているかもしれない、そして公衆はそう感じている」と述べた。⁽¹⁰²⁾ 1999年に、司法制度に対する公衆の信頼と自信に関する全国会議（National Conference on Public Trust and Confidence in the Justice System）は、「公衆とのまずい顧客関係と、司法制度における弁護士の役割、報酬、行動は、司法制度に対する公衆の信頼に影響を及ぼす『最優先の全国共通課題』（Top Priority National Agenda Issues）のトップ・テンにランクされた」と報告した。⁽¹⁰³⁾ また、1999年には、首席裁判官全国会議（National Conference of Chief Justices）は、「弁護士について認識されたプロフェッショナリズムの低下に対する懸念に対処」するために、弁護士の行動とプロフェッショナリズムに関する全国的アクションプランを作成した。⁽¹⁰⁴⁾

ウォルター・ベネット（Walter Bennett）は、法律プロフェッションがその理想とモラル・コミュニティとしてのアイデンティティを取り戻そうとするとすれば、法学教育を変化させることが不可欠であると述べた。

法実務に対する理想を取り戻し、モラル・コミュニティとしてのプロフェッションを立て直すために、法学界は、その教育プロセスを、それを取り巻く状況に再度適合させるための方法を見つけ出さなければならない。これは、厳格な法的分析に関する教育や実践を捨て去ることを意味す

(102) (原注67) AMERICAN BAR ASSOCIATION, COMMISSION ON PROFESSIONALISM, . . . IN THE SPIRIT OF PUBLIC SERVICE: A BLUEPRINT FOR THE REKINDLING OF PROFESSIONALISM (1986).

(103) (原注68) CONFERENCE OF CHIEF JUSTICES, IMPLEMENTATION PLAN FOR THE CONFERENCE OF CHIEF JUSTICES' NATIONAL ACTION PLAN ON LAWYER CONDUCT AND PROFESSIONALISM 3 (2002) (citing *the National Conference on Public Trust and Confidence in the Justice System, National Action Plan: A Guide for State and National Organizations* 16 (1999)).

(104) (原注69) *Id.* at 7.

るものではない。むしろ、それは、はるかに難しいことを引き受けるように要求するのである。すなわち、厳格な法的分析も、新たに生じてきた代替的紛争処理のカリキュラムのような他のローヤリング技能も教え続ける一方で、そのすべてを道徳的に意味のあるものとすることを要求するのである。

．．．

法学界をモラル・コミュニティとして機能させることに向けた第一歩は、そのために法学界自身を、プロフェッションというより大きなモラル・コミュニティの一部を占めているコミュニティとして感じ始めることである。ロースクールの教授団や教員の多くに対して、これは、法学教育の目的を方向付けし直すことを要求するであろう。法学教育の最も重要な目的は、ハウムズが指摘した法的分析と法的予測の技能を教えることであるべきだ。⁽¹⁰⁵⁾しかし、それはまた、プロフェッションの理想を教え、実践することでもあるべきだ。ロースクールの学生も教員も、ロースクールの働きの中にそれらの理想が存在していることを感じるべきである。現在のところ、ロースクールはそうした理想に継続的な関心を払っていないし、法学教育のいくつかの側面は、理想と、コミュニティの振興とを打ち負かすために、⁽¹⁰⁶⁾実際には機能しているのである。

「弁護士はあまりにも頻繁に悪意のある冗談の対象となってきた」と指摘した後、ビル・サリヴァン (Bill Sullivan) は、アメリカ社会は倫理的職業の例としての現代のプロフェッションを必要としていると述べた。「倫理的側面—

(105) (訳注) Oliver Wendell Holmes, Jr. (1841-1935)。ハーヴァード・ロースクール教授、マサチューセッツ州最高裁判所判事などを務めた後、1902年から1932年まで合衆国最高裁判所判事を務めた。その著書 *THE COMMON LAW* (1881) における「法の生命は論理ではなく、経験であった。」という指摘は、現在でも頻繁に引用されている。

(106) (原注70) WALTER BENNETT, *THE LAWYER'S MYTH: REVIVING IDEALS IN THE LEGAL PROFESSION* 169-70 (2001)。

ローレンス・ハワース (Lawrence Haworth) が表現したように『より大きな生活に含まれているものとして』生きること―とは、プロフェッションが行う社会契約において制度化されるものである。これは、プロフェッショナルリズムの、不可欠でありながら危ういものとなっている公民的側面である。⁽¹⁰⁷⁾ サリヴァンは、さらに、プロフェッショナルリズムの中核とは、我々が公衆への義務を伴う公民としてのアイデンティティを持つことを認識することである、と説明した。

これらの義務のうちで最も重要なものは、プロフェッションの仕事とは、その仕事の結果がプロフェッションの擁護する公共的価値に貢献するような方法で行われるべきだ、という要請である。

したがって、失われてきたのは、プロフェッショナルリズムの価値に対する理解でもなければ認識さえもなく、プロフェッショナルの集団が自己の目的について真剣に考えているということに対する信頼なのである。弁護士会や医師会が誠意を強調することが近年不足してきた、ということなのではない。むしろ、公衆は、弁護士会や医師会によるこれらの表明を、一致した行動によって履行すべき意思表示として見てきたのである。失われてきたものとは、認識されている公的な問題を解決することにおいて、公の場でリーダーシップを取るという行動である。そうした問題には、特権の濫用という問題と、公の説明責任を拒否するという問題が含まれている。⁽¹⁰⁸⁾

ロースクールが、公衆の弁護士に対する信頼の喪失にどの程度まで寄与してきたのかは明かではないが、法律プロフェッションの伝統と価値観について学

(107) (原注71) WILLIAM M. SULLIVAN, *WORK AND INTEGRITY* 23 (2005).

(108) (原注72) *Id.*

生に教えることによって、ロールモデルとしての役目を果たすことによって、そして学生全員にプロフェッショナリズムへのコミットを一生懸命吹き込もうとすることによって、救済策の一部であろうと努めるべきである。

我々の時代は、増大する弁護士群によって特徴付けられる時代である。彼らは、増え続けるロースクールで訓練された後、不安定で競争の激しい実務領域に参入するのである。これらの状況の下で、独立した公共サービスという昔の理念を日々の法実務の基礎とすることの難しさが、わかってきた。その結果は、実務においていかなる目標や価値観がプロフェッショナルな判断を導くべきなのかということに関する困惑と不安であって、多くの弁護士たちを「それらの〔過去の〕理解の廃墟の真っただ中でさまよわせてきたのである」。

まさにその社会的プレッシャーのために、法学教育は、プロフェッショナルのアイデンティティを見習わせることに対して、非常に真剣な関心を向ける必要がある。専門職教育は極めて形成的な (formative) ものである。その課題は、プロフェッションと将来のプロフェッショナルとしての学生の真の利益のために、この形成力を活用することである。今日の状況下で、学生が大いに必要としていることは、彼らのキャリア全体にわたってプロフェッショナルとしてのコミットと個人としての高潔さを維持するやり方で、これらの緊張を理解してコントロールすることができるようになるにさせる知識と能力を発達させ始めることである。プロフェッショナルがその方向感覚を失った時代において、ロースクールには方向性を示す機会がある。ロースクールは、プロフェッションが、その揺るぎないコミットを推進する新たな方法を見いだすことによって、その低下しつつある正当性を増強することについて、より賢明でより自省的になるように、支援することが

できるのである。⁽¹⁰⁹⁾

法学者の多くは、ロースクールが変わることを奨励しているし、一部のロースクールはプロフェッショナリズムに関する教育を提供するためにより多くの努力をしている。⁽¹¹¹⁾しかしながら、いまのところ、ほとんどのロースクールで教育成果を変えるためになされていることは十分ではない。法学教育者は皆、プロフェッショナリズムをロースクール教育の中心部分とすることにおいて、リーダーシップを取るべきである。

c. ロースクールは学生の幸福感に注意を払うべきである。

法学教育に関連する問題は、教育上の欠点をはるかに超えて広がっている。法学教育が多くのロースクール学生の感情的、精神的な幸福感にとって有害であるという、明白かつ増大しつつあるデータがある。⁽¹¹²⁾

(109) (原注73) SULLIVAN ET AL., *supra* note 29, at 153-54 (citations omitted).

(110) (原注74) プロフェッショナリズム教育を改善する可能性に関する書物と論文の解説付きのリストが、the Professionalism of Lawyers and Judges website at <http://professionalism.law.sc.edu>にある。See also, *Symposium Issue: Therapeutic Jurisprudence in Clinical Education and Legal Skills Training*, 17 ST. THOMAS L. REV. (2005). とくに創造的で洞察に満ちた論文は、Joseph G. Allegritti, *In a Dark Wood: Dante as a Spiritual Guide for Lawyers*, 17 ST. THOMAS L. REV. 875 (2005) である。

(111) (原注75) ロースクールにおけるプロフェッショナリズム・プログラムのいくつかは、the Professionalism of Lawyers and Judges website at <http://professionalism.law.sc.edu>に記載されている。ABAのプロフェッショナリズム委員会は、2006年にロースクールのプロフェッショナリズム・プログラムに関する調査を行い、報告書を出版している。available at http://www.abanet.org/cpr/reports/LawSchool_ProfSurvey.pdf.

(112) (原注76) 以下のリストは、法学教育の否定的インパクトに関する比較的よく知られた論文を含んでいる。それらは多くの研究を引用しており、研究の多くは継続中である。Lawrence S. Krieger, *The Inseparability of Professionalism*

弁護士が、一般の人々や他の職業よりも高い率で、うつ病、不安神経症その他の精神疾患、自殺、離婚、アルコール中毒、薬物濫用、悪い健康状態に苦しんでいる⁽¹¹³⁾ということは、よく知られている。これらの問題は、法実務のストレス、長時間働くこと、法実務においてそれ自体から得られる報酬よりも外部から与えられる報酬を求めること、などに起因している⁽¹¹⁴⁾。

これらの問題がロースクールで始まることは、あまり知られていない。ロースクールの学生は、他の学生よりも健康かつ幸福な気分でロースクールに入学しながら、はるかに不健康な状態でロースクールを去るのである。「ロースクールの学生は、ロースクール入学後すぐに感情的障害に陥りやすくなり、ロースクールとその後の実務を通じて継続的なリスクに直面し続けるのである。」⁽¹¹⁵⁾

and Personal Satisfaction: Perspectives on Values, Integrity and Happiness, 11 CLINICAL L. REV. 425 (2005) [hereinafter, Krieger, *Professionalism and Personal Satisfaction*]; Lawrence S. Krieger, *Institutional Denial About the Dark Side of Law School, and Fresh Empirical Guidance for Constructively Breaking the Silence*, 52 J. LEGAL EDUC. 112 (2002) [hereinafter, Krieger, *Institutional Denial*]; Gulati et al., *supra* note 25; Patrick J. Schiltz, *On Being a Happy, Healthy, and Ethical Member of an Unhappy, Unhealthy, and Unethical Profession*, 52 VAND. L. REV. 871 (1999); Ann L. Iijima, *Lessons Learned: Legal Education and Law Student Dysfunction*, 48 J. LEGAL EDUC. 524 (1998); Lawrence S. Krieger, *What We're Not Telling Law Students (and Lawyers) That They Really Need to Know: Some Thoughts in Action Toward Revitalizing the Profession from its Roots*, 13 J. LAW AND HEALTH 1 (1998) [hereinafter, Krieger, *What We're Not Telling*]; Note, *Making Docile Lawyers: An Essay on the Pacification of Law Students*, 111 HARV. L. REV. 2027 (1998); R. GRANFIELD, *MAKING ELITE LAWYERS* (1992); Barbara A. Glesner, *Fear and Loathing in the Law Schools*, 23 CONN. L. REV. 627 (1991).

(113) (原注77) See, e.g., Schiltz, *supra* note 112.

(114) (原注78) See, e.g., *id.*

(115) (原注79) Iijima, *supra* note 112, at 526.

学生への害は、多くのロースクール教員の教育上の哲学と実践によってもたらされている。教育理論家は、我々に対して、教室で次のような経験を作り出すことに努めるべきであると言う。そこでは、「教室は、守られた場所であり、また、そうでなければならない。学生が自己を発見し、世界に関する知識を得る。自分の幸福に対するいかなる脅威も受けることがない。一般に受け入れられている意見もすべて、評価にさらされる。いかなる質問も正当なものとなる。明確な目標は、世界をより率直に、全体的に、深く見ることである。⁽¹¹⁶⁾」それに対して、あまりに多くのロースクールの教室が、とりわけ一年次の間は、学生が孤立感、羞恥感、屈辱感を受ける場所となっており、彼らの価値観、意見や質問は重んじられず、嘲りを受けることすらありうるのだ。

デージー・ハースト・フロイド (Daisy Hurst Floyd) は、現行の教育上の実践がロースクール学生の多くに及ぼしている影響を、鮮やかに描写した。

学生は、弁護士になることは意味のあることで、重要で価値のあることだという考えを持ってロースクールにやって来る。彼らは、ある理想に惹き付けられるのであるが、それには、他の人々と関わって、彼らのために仕事を引き受け、依頼者が問題を解決したり、困難な時を切り抜けたりすることを助ける、ということが含まれる。弁護士がしていることに関して詳細な、または現実的なイメージすら持っていないかもしれないが、学生は、自分自身が、知的にやりがいがあり、価値と意味があるプロフェッショナルの仕事に従事することを、思い描いている。彼らは、弁護士としての自分の仕事が社会全体に良い影響を与えるであろうという希望と期待を胸にして、ロースクールにやってくるのである。

．．．

(116) (原注80) JAMES M. BANNER, JR. & HAROLD C. CANNON, *THE ELEMENTS OF TEACHING* 37 (1997).

ロースクール入学後、学生は、ロースクールが自己認識や対人関係のような他の資質を排除して、合理的で客観的な分析を重視するということを、すぐに知るのである。彼らはまた、勝つこと——成績に関する賞⁽¹¹⁷⁾、ローレビューの編集委員になること、およびそれなりの職に就くことによって評価されるように——が最も重要な目標であるということも知る。彼らは、自らのプロフェッショナルとしてのアイデンティティを変えることの一部として、それらの価値観を身に付けなければならないと信じるのである。彼らは、ローヤリングに関する自分個人の視点は世間知らずなもので、非現実的だと思込むのである。結果として、学生は、自分の仕事において意味や目的を見出だそうという希望に満ちた期待を切り替えるのである。彼らは、他に選択肢はないと考えるために、満たされることのない労働環境を受け入れるであろう⁽¹¹⁸⁾。

ハーストの結論は、以下のとおりである。「ロースクールは、学生に、彼らを弁護士になりたいと思わせた目的意識を失わせる原因となっている。この損失は、学生個人にとって有害であるだけでなく、プロフェッションと、プロフェッションによってサービスを提供される人々にとっても、甚大な負の結果をもたらしている。⁽¹¹⁹⁾」

スーザン・ダイコフ (Susan Daicoff) は、法学教育によって生み出される同様な負の結果について説明した。

ロースクールを経験してきた者は皆、それが劇的な影響を与えることは

(117) (訳注) 卒業時に与えられる、*Summa cum laude* (最優等)、*Magna cum laude* (優等) などの評価を意味すると思われる。

(118) (原注81) Daisy Hurst Floyd, *Reclaiming Purpose - Our Students' and Our Own*, 10 THE LAW TEACHER 1 (2003).

(119) (原注82) *Id.*

知っているが、「法律家らしく考える」ことを学んだときに何が実際に変わるのかについて、具体的に示す実証的証拠がある。権利志向を持ってロースクールに来る者達は、それを保持するか、心により深く染みこませるようになる。ケアの倫理 (an ethic of care) を持ってロースクールに来る者たちの多くは、一年次の終わりまでにそれを失って、権利志向を身に付けるようにみえる。ロースクールの学生は、コミュニティ、親密さ、個人的成長や、内在的な満足感への関心が弱まって、外見、魅力、そして他人からの尊敬を集めることへの関心を強めるようになる。ロースクールの一年次の終わりまでに、法律プロフェッションに関するシニシズムは増大し、弁護士と法制度に関する意見はより控え目で否定的なものになるが、プロフェッションをエリートとして守る意識もまた生じてくるのである。公益と公共サービスに関する仕事への関心は、ロースクールによって低下する。学生はまた、おそらくより現実的で实际的な価値観を好むために、知性も失っていく (例えば、省察的でなくなったり内省的でなくなったり、抽象概念、理念や科学的手法への関心が薄くなったりする) のである。ロースクールは、協力的な仲間関係を知らず知らずのうちに妨げ、その代わりに、より競争的な相互関係を助長するのである。ロースクールは、意図せずして、内向性や悲観的態度を奨励するのである。⁽¹²⁰⁾

ロースクールでの経験が精神的危害の原因となりうるという実証データが存在する。ロースクール学生の精神的苦悩 (psychological distress) に関する大規模な実証研究が、1986年にG・アンドリュー・ベンジャミン (G. Andrew Benjamin) 他によって実施された。その研究は、次のことを発見した。「精神的苦悩のレベルは、一年次に大幅に上昇し、ロースクール在学中と卒業後2年間持続した。その結果は、年齢、ジェンダーやロースクールの成績に関わらず

(120) (原注83) DAICOFF, *supra* note 101, at 76-77.

一貫していたので、とくに説得力がある。⁽¹²¹⁾」苦悩の症状には、うつ病、強迫的行動、対人過敏性（自分が不十分であると思うことや劣等感）、不安神経症、敵意、偏執症、精神病質（社会的な疎外感や孤立感）などがある。

「学生の多くが、ロースクールの環境は自尊心の喪失と疎外感をもたらすと報告している。大部分が思っていたのは、法学教育を受ける前には自分たちはもっと考えが明確で知的だったのであって、ロースクール在学中に自己の価値観を捨てるように圧力をかけられた気がした、ということである。これらの負の影響は、女性と有色人種の間でとりわけよく見られるように思われる。」⁽¹²²⁾

クリストフ・クールチェスネ（Christophe Courchesne）は、「概して、この一連の悲惨な結果、すなわち、協力的な社会的紐帯の切断、やがて生ずる学問離れ、女性とマイノリティの周縁化（marginalization）は、ラングデル・モデルの採用におけるロースクールの制度的欠陥、とりわけ成績に基づくエリート主義への固執と、学習以外の点における学生ニーズへの配慮の欠如に原因がある、と考えることができる」と結論付けた。⁽¹²³⁾

ゲリ・ヘス（Gerry Hess）は、ロースクール学生の苦悩と疎外感の原因が、ロースクール在学中と卒業後の報酬システムへのゲートキーパーとして機能す

(121) (原注84) Gerald F. Hess, *Heads and Hearts: The Teaching and Learning Environment in Law School*, 52 J. LEGAL EDUC. 75, 77 (2002) (citing *The Role of Legal Education in Producing Psychological Distress Among Law Students and Lawyers*, 1986 AM. B. FOUND. RES. J. 225).

(122) (原注85) *Id.* at 77 (citing Joan M. Drauskopf, *Touching the Elephant: Perceptions of Gender Issues in Nine Law Schools*, 44 J. LEGAL EDUC. 311, 328 (1994); Suzanne Homer & Lois Schwartz, *Admitted But Not Accepted: Outsiders Take an Inside Look at Law School*, 5 BERKELEY WOMEN'S L. J. 52 (1990)).

(123) (原注86) Courchesne, *supra* note 35, at 31. See also GRANFIELD, *supra* note 112, at 71 (reaching similar conclusions).

る、成績評価とランキングの制度にあることを明らかにした。法学教育の高いコストは、学生に最も稼げる仕事に就く資格を得るように圧力をかける。ロースクールの圧倒的な勉強量は、睡眠、リラックス、友人や家族との関係のための時間をほとんど残さない。そして、焦点の狭いカリキュラムは、分析技能に専念する一方で、法実務に欠かせない対人技能の発達を最小限にするのである。⁽¹²⁴⁾

〔カリキュラム〕は、感傷抜きの分析、確固たる事実、冷静な論理が良い弁護士の道具であると教えるのであって、感情、想像力や倫理観の余地はほとんどない。一部の学生にとっては、「法律家らしく考えることを学ぶこと」は、自己の理念、倫理的価値観、自我を捨て去ることを意味するのである。⁽¹²⁵⁾

キアステン・エドワーズ (Kirsten Edwards) は、学生を威圧し、彼らの意見を貶め、彼らの価値観を侮辱する教員に、責任の一端を負わせている。

問題は、学生に対して言われたことから生じるのではないし、言われる方法から生ずるのでさえなく、むしろ話をする人々の態度から生ずるのである、と主張することが可能である。…正義、人間性、共有財産などに関する学生の感覚は、法原則に関する確信が欠けていることや、法の伝統に対する尊敬の念が欠けていることよりも、学生の自尊心や学生自身の考えの価値を意図的かつ計画的に破壊しようとする教員によって、より大きく損なわれるという可能性は、ないのであろうか。⁽¹²⁶⁾

(124) (原注87) Hess, *supra* note 121, at 78.

(125) (原注88) *Id.* at 79.

(126) (原注89) Kirsten Edwards, *Found! The Lost Lawyer*, 70 *FORDHAM L. REV.* 37, 70 (2001).

ラリー・クリーガー (Larry Krieger) とケン・シェルドン (Ken Sheldon) は、近時、ロースクール学生に関する追跡的研究に着手しており、彼らの研究から生み出されたデータは、合衆国の法学教育が学生の多くに及ぼしている害、とりわけ、プロフェッショナリズムを推進する価値観とモチベーションをそれがどのように損なうのかについて、新しい知見を提供している。

ロースクールに入学してくる学生は、比較サンプルの学部生よりも幸せで、精神的に安定していて、理想主義的・本質志向的 (*idealistic/intrinsically oriented*) であった。このことは、ロースクールやプロフェッションが抱えている問題が、歪んだ価値観を持っている人々や既に不幸である人々による自己選択から生じているのかもしれないという考えに、反論するものである。

幸福感と生活への満足感は、一年次の間に極めて大幅に落ち込む。より根本的には、学生の一般的な内在的価値観とモチベーションは、より外在的志向に、大きく移行した。これらの変化は、学生の幸福感に対して、顕著な負の意味合いを有している。ロースクールの最終学年とその前の学年に関して追跡されたサンプルにおいて、これらの値は戻らなかった。それどころか、学生は、二年次以降、彼らの価値認識プロセス (*valuing processes*) のすべて (内在的と外在的の両方) に関して、さらなる、そして厄介な減少を経験したのである。それは、無関心、離脱や、熱意の喪失を示唆する。この価値認識の喪失は重大な出来事であり、それらの学生の間で測定される幸福感の継続的喪失の原因である可能性が高い。それはおそらく、多くの弁護士の危険な「価値中立的」アプローチの、始まりの印であろう。

学生が一年次に落ち込んで不幸になり、ロースクールにいる間中そのままであったという知見は、過去の研究と一致している。価値とモチベー

ションに関して我々が引き続き行った調査は、私が知っているそのような研究のうちの最初のものであった。我々の法律家養成は、我々自身のレトリックが示唆するものとは逆のインパクトを学生に与えているのではないかという懸念に対して、それらのデータのすべてが、実証的裏付けを提供しているのである。——我々の法律家養成は、生活への満足度を顕著に減らすために、プロフェッショナリズムを奨励する価値観とモチベーションを損なうように思われる、ということである。すべての指標が、学生が卒業してプロフェッションに入る時、彼らがロースクールにきた時とはかなり違う人間になっている、ということを示している。すなわち、彼らは、精神的により落ち込んでおり、奉仕志向的ではなくなっており、望ましくない、うわべだけの目標と価値観に、より心が傾いているのである。⁽¹²⁷⁾

クリーガーとシェルドンは、彼らのデータから、「明らかに悪いことがロースクールにいる学生に起こっている」⁽¹²⁸⁾と結論した。法学教員や他の研究者に対して、自らの態度や教育慣行を検討してロースクール学生の基本的ニーズへ有害な影響を与える可能性が最も高いものを特定するよう要求する一方で、クリーガーは、問題の原因である可能性が高いものには、次のことが含まれていると示唆する。ロースクールにおける成功は、学年の上位10パーセントに入ること、ローレビューの編集委員に選任されること、その他類似の学業上の榮譽によって測定されるという、多くの学生によって持たれている信念、その結果として生ずる、個人の価値は学業上の成功の序列における当人の地位によるという感覚、アメリカン・ドリームは、財政的な豊かさと、成功度に関する他

(127) (原注90) Krieger, *Professionalism and Personal Satisfaction*, *supra* note 112, at 433-34 (citations omitted). クリーガーとシェルドンは、ロースクールで最高点を取った学生は「他の学生たちと同程度に幸福感と満足感の喪失を経験している」ということも明らかにした。Krieger, *Institutional Denial*, *supra* note 112, at 123.

(128) (原注91) Krieger, *Institutional Denial*, *supra* note 112, at 115.

の外部的指標によって達成されるという（そしてロースクールでの成功がその夢を確実にするという）信念、そして、「法律家らしく考えること」という一つの形を重視することが、学生を、人々を主にその法的権利に照らして定義し、それらの権利へ法準則を直線的に適用することで法的問題は解決できるのだと学び、問題解決のために競争的アプローチを用いるような人間に変えるのである。「『法律家らしく』考えるということは、基本的に否定的なことである。それは、批判的で、悲観的で、非人間的にするものである。それは、ロースクールにおける有害なパラダイムである。なぜならば、それは通常、重要だが厳密に限定された法的ツールというよりも、新しい優れた考え方として伝えられ、理解されているからである。⁽¹²⁹⁾」

これらのパラダイムはすべて、法律家の生活とロースクールでの生活に関する、強力かつ原子論的な世界観と、ゼロサム的なメッセージを共有している。勝者にはそれぞれ敗者がいるのであって、勝ち負けを超えた何かがあるとしても、それは大して重要ではないということである。ロースクール学生にとってのテーマは変わることがない。自分がやったことについて満足するために、教員や仲間から重んじられるために、望ましい仕事に就くために、そして全般的に成功するためには、ものすごく懸命に勉強しなければならないし、成績や優等賞の競争において秀でなければならない⁽¹³⁰⁾ということである。

クリーガーは、ロースクールが「学生を異常なほど懸命に勉強させることに関する、我々の偏った好みを調査」すべきであると提案してきた。なぜなら、「それが学生に対して、絶えることのないストレスを受け入れるよう、そしてそれを法律関係のキャリアと結びつけて考えるよう、教える」⁽¹³¹⁾からである。人の

(129) (原注92) *Id.* at 117.

(130) (原注93) *Id.*

(131) (原注94) *Id.* at 124.

価値は条件次第であり、トップ10パーセントに入らなければならないというパラダイムは、強制的な成績分布基準と、ソクラティック・メソッドとケース・メソッドに対するロースクールの過剰な信頼と相まって、他の学生を凌ぐことへの絶え間ない緊張感と不安感を生み出し、個人の価値観、理想や意向は、ロースクールや法実務にはほぼ無関係であるという印象を作り出すのである。「影響を受ける人々の自尊心、相互の結びつき、アイデンティティ、安心感などを蝕むことに関して、これ以上効果的な信念体系を意図的に設計することは、とてもできないであろう。」⁽¹³²⁾

スティーヴン・ハートウェル (Steven Hartwell) は、ロースクールが一部の学生を不必要に害しているというクリーガーの主張に同意しているが、彼は、ロースクール学生のうつ病は、法学教育が学生の道徳的発達に及ぼす負の影響によって主として引き起こされていると、信じている。「ロースクールに行くことは、ほとんどではないにしても多くの学生の道徳的発達を阻む。それは、もしこれらの同じ学生たちが別の大学院プログラムに行っていたならばたぶん起こらなかったであろうと思われる停止である。」⁽¹³³⁾ ハートウェルは、彼の論文を、「カール・ユング (Carl Jung) からの引用」で始めている。「その趣旨は、神経症、つまり、『うつ病、不安神経症や心気症によって特徴付けられる精神疾患』は、魂の苦悩であり、それはすなわち、人の、いまだに意味を発見できずにいる『本質、最深部にある真の性質』の苦悩である」ということである。⁽¹³⁴⁾

ここでの「意味」は、心理的、精神的、あるいは道徳的意味における「内面的な重要性」を指している。数多くのロースクール学生が、典型的な神

(132) (原注95) *Id.*

(133) (原注96) Steven Hartwell, *Moral Growth or Moral Angst? A Clinical Approach*, 1 CLINICAL L. REV. 115, 118-19 (2004).

(134) (原注97) *Id.* at 115. (訳注) Carl Gustav Jung (1875-1961)。スイスの精神科医・心理学者。分析心理学 (analytical psychology) の創始者として知られる。

経症であって、憂慮すべき程高いレベルのうつ病や不安神経症を訴えて、苦しんでいる。多くの者が苦しんでいるのは、私の考えでは、ロースクール教育が学生の道徳的発達を阻んでいるからである。それは例えば、ロースクール学生が大学院プログラムに進む際に期待していたであろう脱慣習的な道徳的推論（postconventional moral reasoning）に向かって進むことに失敗しているといったことである。彼らは、ロースクールに入った時と同じレベルの慣習的な道徳的推論から抜け出せないままである。彼らは、自分自身の道徳的意味を発見していない。学生が上のレベルに進むことに失敗している理由は、対象としての法の性質、法が教えられる方法、教員の道徳的発達レベル、これらの理由のなんらかの組み合わせ、あるいは私⁽¹³⁵⁾がまだ理解していない他の理由に起因するのかもしれない。

ハートウェルは、彼の理論がクリーガーの結論と矛盾しているとは考えていない。

別な意味では、学生が外在的な動機付けに転換するためにうつ病に陥るというクリーガーの評価と、学生が道徳的推論を継続的に発達させたいという期待が満たされないためにうつ病に陥るという私の評価は、それほど違わない。個々人が道徳的判断を個人的利益に基づくものから慣習的な道

(135) (原注98) *Id.* at 146 (citations omitted). (訳注)「脱慣習的な道徳的推論」というのは、アメリカの心理学者Lawrence Kohlberg (1927-1987) が提唱した概念である。コールバーグは、道徳性の発達には3つのレベルと6つの段階をもつと主張した。3つのレベルの最高段階が脱慣習的レベルであり、それはさらに、社会契約的な視点からの遵法志向を示す第5段階と、普遍的な倫理的原理を志向する第6段階からなる。脱慣習的レベルの前段階は慣習的レベルであり、他者に認められたいという動機から善い行為をする第3段階と、社会的権威を受け入れて既成の秩序に従う第4段階からなる。ローレンス・コールバーグ（永野重史監訳）『道徳性の形成：認知発達のアプローチ』（新曜社、1987年）を参照。

徳的推論へ、さらには脱慣習的な道徳的推論へと移行するにつれて、彼らはまた、外在的な道徳的要因から内在的な道徳的要因へと移行するのである。個人的利益という要因は、完全に外在的である。それらは、罰を避けて賞を得ることに関わる。慣習的な道徳的思考の諸要因は、外在的なものと内在的なものが混在している。一方では、それらは「いい人」として見られるための社会的受容に関する外在的要因を伴うと同時に、社会を支える市民的ルールを取り入れることに関する内在的要因も伴っている。脱慣習的な道徳的思考は、ほぼ完全に内在的に動機付けられる。脱慣習的な要因は、より健全でより公正な社会へと導くであろう理に適った価値観の自覚的な選択を伴うのである。⁽¹³⁶⁾

ハートウェルは、法学教育の性質とリスクについて学生により率直であることによって、そしてより体験的な教育方法を用いることによって、ロースクールは道徳的発達を奨励することができるし、学生間の鬱の程度を減らすことができる」と提案した。体験的な教え方は、学生中心的であり、依頼者のことを真面目に考え、思考と同じほど感情を重視するのであるが、ソクラティック・メソッドとケース・メソッドは、教員中心的であり、依頼者のことをほとんど考えず、感情を無関係なものとして扱うのである。

私は、これらの学生を助ける二つの方法を知っている。第一の方法は、ロースクールの教授陣と管理者が、ロースクール教育の本当の「意味」について、ロースクール受験者により率直に警告することであろう。ロースクールが現実から目をそらさなければ、学生はもっと健康になるであろう。第二の方法は、ロースクールが、道徳的推論における成長を奨励するために教育方法を変えることであろう。本稿で報告された、体験的に教えられた専門職責任科目に関するデータは、学生が1学期のうちに脱慣習的

(136) (原注99) *Id.* at 140 (citations omitted).

な道徳的推論に向かって劇的に前進することができるということを、示唆する⁽¹³⁷⁾のである。

原因がなんであるにせよ、合衆国の法学教育に関する何かが、学生を不必要に害しているのである。学生が法律プロフェッションに効果的かつ責任感を持って参加し、満たされた健康的な生活をおくるために必要な知識、技能、価値観をロースクールが提供するには、法学教育者は、自分の態度やパラダイムも、学生の指導方法も再検討すべきである。

5. 説明責任に関する原則と消費者保護に関する原則が変化を要求している。

高等教育における説明責任を求める運動は、法学教員全員がこの方向に進もうと思うかどうかにかかわらず、実務に向けて学生を準備することを改善するように、強制する可能性がある。

評価運動 (assessment movement) がアメリカの法学教育の扉を叩いている。合衆国の法学教育は、伝統的なケースブック、ソクラティック・メソッド、期末に一度だけ行う試験、変化を嫌う姿勢などに固執していることで有名である。いまや、各地の認証機関は、合衆国教育省 (U.S. Department of Education) の指導の下で活動しながら、ロースクールが、認証された大学 (accredited colleges and universities) の構成単位として自己の使命と成果を述べ、カリキュラムがそうした成果を達成するためにどのように設計されたのか説明し、そして学生のパフォーマンスと自己の成果を評価するための手法を特定することを要求している⁽¹³⁸⁾のである。

(137) (原注100) *Id.* at 147.

(138) (原注101) MUNRO, *supra* note 26, at 3.

消費者中心主義が、説明責任運動の背後にある原動力である。ロースクールが自らそのパフォーマンスを向上させる方法を見つけることができなければ、ロースクールの産物の消費者——学生、使用者および依頼者——を保護しようとする外部の力からますますプレッシャーを受けることが予想される。

その366年の歴史のほとんどの間、アメリカの高等教育は、非営利の、私立および公立の機関からなる、主として自己規制型の産業であった。大学は、主として、同一地域の同業者、専門の認証団体、および州や連邦の高等教育関係官庁に対して説明責任を負ってきた。しかしながら、近年、説明責任のレベルやタイプが変化してきたのである。大学は、今ではますます、州や連邦レベルの政治的指導者や選挙で選ばれた代表者などの教育と関係のない集団、内国歳入庁（Internal Revenue Service）、環境庁（Environmental Protection Agency）、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation）、司法省（Justice Department）、人権委員会（Human Rights Commission）、等々の教育と関係のない多様な行政庁、また、メディアや一般公衆からの質問や批判に、応えている。さらにまた、高等教育を評価することに伝統的に責任を負ってきた認証団体や教育機関も、消費者保護における効果のなさに関して攻撃の対象となっている。そして、さらに悪いことには、我々が法学教育においてよく知っているように、認証団体が基準や説明責任を引き上げようとすると、その決定に同意しない機関によって攻撃され、訴えられさえてきたのである。

消費者中心主義がますます高まる時代において、確かなことが一つある。高等教育は、その歴史における他のいかなる時代よりも将来において、より多くの人々によって、より多くの方面から、厳密に観察され、評価され、批判されるであろうということである。こうした評価に関するバランスが、伝統的な同僚によるピア・レビューから、政治家、教育と関係のない政府機関、メディアや一般公衆へとどの程度変化するのは、現時点で

は不明である。⁽¹³⁹⁾

ベスト・プラクティス・プロジェクトは、外部から改革を強いられる前に自分の家を修理するという精神で始められた。願わくは、我々の作業の成果物は、ロースクールがその教育目標を拡げること、実務に向けた学生の準備を向上させること、そしてその生産物に関してもっと責任を持つようになり、その教育実践においてより消費者志向になることに、役立つであろう。

(大坂恵里訳)

(139) (原注102) John L. Lahey & Janice C. Griffith, *Recent Trends in Higher Education: Accountability, Efficiency, Technology, and Governance*, 52 J. LEGAL EDUC. 528, 528-29 (2002) (citations omitted).